

国際学院埼玉短期大学 自己点検・評価報告書 (令和 6 年度)

令和 7 年 9 月現在

目次

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

〔テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神〕	-----3
〔テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果〕	-----5
〔テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献〕	-----7
〔テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証〕	-----15

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕	-----18
〔テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果〕	-----22
〔テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜〕	-----24
〔テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援〕	-----26

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕	-----37
〔テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源〕	-----42
〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕	----46
〔テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源〕	-----49

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

〔テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営〕	-----52
〔テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営〕	-----55
〔テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス〕	-----62
〔テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表〕	-----64

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

〔テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神〕

＜根拠資料＞

2024 年度学生便覧、国際学院埼玉短期大学学則、学修成果、国際学院埼玉短期大学教育研究活動等点検・評価委員会規程、2024 年度シラバス、CAMPUS GAIDE 2024、「創立 50 周年記念誌」、「敦照のこころ」、包括協定書綴り、令和元年度自己点検・評価報告書、令和 6 年度自己点検・評価報告書、高大連携連絡協議会議事録、大学改革助言・評価委員会議事録、令和 6 年度年間目標達成のための進捗管理表、令和 6 年度公開講座案内チラシ・アンケート集計結果、第 39 回幼児絵画展募集要項・アンケート集計結果、第 31 回「味彩コンテスト」募集要項、第 31 回「味彩コンテスト」事業報告書、令和 6 年度高大連携授業報告、令和 6 年度地域開催イベント等への学生参加状況報告、令和 6 年度地域連携委員会議事録

＜区分 基準Ⅰ-A-1 の現状＞

本学は、「誠実・研鑽・慈愛・信頼・和睦」の建学の精神のもと、人間教育と実践的な専門教育に重点をおいた「人づくり教育」に力を注いでいる。「礼をつくし、場を清め、時を守る」の教育方針を昭和 38 年の学院創立当初から掲げ、「凡事の徹底」により、豊かな人間性を備えた人材を数多く輩出してきた。

この建学の精神は、教育基本法の目的である第 1 条の「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」という内容と合致していることを示している。以上のことから、本学の建学の精神は、教育基本法に基づいた公共性を有しているといえる。

また、本学では建学の精神に基づき、優れた人材を社会に送り出すこと並びに公開講座等地域社会へ幅広い教育資源を提供することを通して公共性を高めながら、私学としての健全な発展も図ってきた。殊に、基準Ⅰ-C-1 に記す「さいたま市教育委員会委託事業」「大学コンソーシアムさいたま加盟大学公開講座」は、私立学校法第 1 条に規定する「この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする」に合致している。さらに、同じく基準Ⅰ-C-1 に記す本学独自のプログラムである幼児絵画展、味彩コンテストは長年にわたり地域の幼児教育及び食育の分野において地域貢献を果たしている。これらのことから、本学の建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有しているといえる。

建学の精神は、学生便覧、本学ホームページをはじめ、CAMPUS GAIDE 2024 等により学内外に表明している。学外に対しては、本学ホームページに加えて、大学ポータル（私学版）等に掲載し周知している。また、オープンキャンパスでも全体説明において必ず建学の精神を解説しており、高校生、保護者、受験希望者に表明している。

学生に対しては、理事長・学長を中心に、「日本文化と国際理解」「キャリア教育」(2024 年度シラバス)の授業や新入生・在学生オリエンテーションの中で、建学の精神を説明している。さらに、学生には入学時に建学の精神、教育方針をわかりやすく説いた書「敦照のころ」(故、大野 誠 著)を熟読することを求め、本学の目指す教育の在り方を具体的な表現のもとに示している。また、教職員には学院全体会をはじめとした各種の会議を通してその理解の深化を図っている。本書の著者である学院創設者の大野 誠は、開学以来、随所で本学の理念である建学の精神を学内外に表明し、教職員や学生にその意義を涵養し続けた。令和 4 年 7 月の永逝に触れ、同年 12 月 10 日に執り行われた「お別れの会」では建学の精神をスライドで投影するなど、関係者一同、改めてその理念を共有し、学院創設者の遺志を継承することを確認した。

本学玄関前並びに各クラス教室には、建学の精神、教育方針を掲示しており、日ごろから学生への涵養を図っている。また、体育大会や五峯祭(大学祭)においては、建学の精神を踏まえたテーマを学生から公募し、学生への理解の深化を図っている。

毎年 4 月、12 月、1 月に開催(令和 6 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、1 月のみ開催)する学院全体会はもとより、学生便覧をはじめとする各種印刷物発行時、オリエンテーション、新入教職員研修会、FD・SD等の各種行事・研修等に建学の精神を全教職員で確認し、学内外へのよりよい発信に努めている。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

建学の精神について、学生への理解の深化を図るための取り組みを種々実施しているが、多様化する学生に対し一層の理解を深めるため、平成 30 年度に教養科目の見直しを行った。それまで、1 年前期開講科目であった特別教養講座の内容を 2 年間継続して開講している「キャリア教育」に盛り込むよう再編し、建学の精神の理解をキャリア構築の基礎として令和元年度から実施している。1 年生前期の「キャリア教育」初回の授業において、学長による講話の中で建学の精神を扱っている。学生個々のリフレクションペーパーの記述なども含め、今後も継続して、建学の精神の理解の状況を把握していく。また、学院創立時から建学の精神の重要性を唱えてきた大野誠学院長の遺志を継ぎ、今後も教職員全員が建学の精神を意識の根底におきながら充実した教育活動を行っていく。

さらに、令和元年度より本格的に始まった SDGs に関する取り組みは、卒業研究はじめ、学生生活の様々な場面で展開されている。令和 4 年度には「食品ロス全国大会」に参加し、また公開講座でも発信するなど拡充をしているが、今後も継続して推進していく必要がある。

また、地域・社会貢献の一環として本学教育資源を提供して実施している公開講座については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 4 年度からオンデマンドを活用し実施してきた。参加のしやすさや講座の充実度・満足度の向上に向けて、新型コロナウイルスの感染拡大が終息した今後の公開講座のあり方について検討を進め、引き続き充実を図りたい。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞

大学の発信する様々な情報について、インターネット環境を活用した周知・広報への円滑な転換を進めている。単に紙媒体の内容をインターネットによって情報提供するのではなく、写真や動画による情報提供、質問への即時性を持った回答、様々なコンテンツの開発など、インターネット環境を有効に活用する中で、建学の精神・教育方針についても周知・理解の深化を図っている。

〔テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果〕

＜根拠資料＞

国際学院埼玉短期大学学則、2024 度学生便覧、国際学院埼玉短期大学学則、国際学院埼玉短期大学教育研究上の目的、学修成果、大学改革助言・評価委員会議事録、ホームページ（大学紹介＞情報公開）、CAMPUS GAIDE 2024、令和 7 年度学生募集要項

＜区分 基準Ⅰ-B-1 の現状＞

学科・専攻課程ごとに建学の精神及び教育方針に基づき、教育目的・目標を人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的として学則（第 1 章 総則 第 1 条）に位置づけ、本学ホームページ（大学紹介＞情報公開＞教育情報＞大学の教育研究上の目的に関する事）等に掲載し、学内外に周知している。学生には学科・専攻課程及び専攻科の教育目的・教育目標を伝え、オリエンテーション等における学長講話の中で理解が深まるようにしている。

また、各実習において実施する実習先訪問の際に、両学科の教員が本学人材養成に対する意見聴取を行うと共に、学科ごとに年 1 回開催する実習先との実習連絡会においても意見聴取を行い、本学の人材養成が社会の要請に役立っているかどうか定期的に点検している。

令和 6 年度は対面とリモートを併用し、ハイブリッドの実習連絡会を行った。幼児保育学科は幼稚園、保育園、児童養護施設等、健康栄養学科は、病院、福祉施設、保育園等からの参加があった。

＜区分 基準Ⅰ-B-2 の現状＞

建学の精神および本学の教育目的・目標に基づきに基づき、学科・専攻課程及び専攻科の専門性に照らして目指すべき社会人になるための学修成果を定めている。各学科・専攻課程ごとの学修成果については、ホームページ（大学紹介＞情報公開＞学修成果）等に掲載し、学内外へ表明している。短期大学生の学力の質保証という点を基盤に、学生の学修成果を絶えずモニターしながら学修成果の向上・充実を図っている。

具体的には、単位取得実績、学資取得状況（取得率）、資格取得実績、就職率等を運営協議会、教授会、学科会議で定期的に点検し、教職員共通認識のもと向上・充実を図っている。また、キャンパスガイド（CAMPUS GAIDE 2024）やホームページ（大学紹介＞情報公開＞単位取得実績等）に掲載し、学内外に公表している

＜区分 基準Ⅰ-B-3の現状＞

卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の三つの方針を一体的に策定し、学内外に公表している、大学改革助言・評価委員会議事録）。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、各学科、専攻科、専攻（幼児保育学科、健康栄養学科（食物栄養専攻、調理製菓専攻）、専攻科（幼児保育専攻、健康栄養専攻、高度調理師専攻）のそれぞれの学修成果に対応させ、学生便覧に掲載している。卒業要件、資格取得の要件については、国際学院埼玉短期大学学則（第6章履修規定及び卒業等）に規定し、学生便覧に掲載することで学生にも明示している。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、各学科・専攻科、専攻ごとに、卒業認定・学位授与の方針に対応させ、国際学院埼玉短期大学学則（第5章教育課程、6章履修規定及び卒業等、別表教育課程）に規定し、別表教育課程、学生便覧に明示している。

入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）は、各学科・専攻科、専攻ごとの学習成果に対応させ、国際学院埼玉短期大学学則（第2章学科、学生定員及び修業年限、第3章入学、休学、復学、転学、退学及び除籍）として規定し入学案内、募集要項、ホームページおよび学生便覧に明示している。入学前の学習成果の把握・評価については、学生募集要項の中で、出願資格、選抜方法（評価項目、配点割合、評価の観点）として明確に示している。

三つの方針は定期的に各種法令（教育職員免許施行規則、児童福祉法施行規則、栄養士法施行規則など）や、各領域における社会的・国際的な研究知見と照らし合わせ見直している。改訂の必要がある時は、運営協議会において検討を開始し、学科会議の検討結果も合わせ、外部委員を構成員に含む大学改革助言・評価委員会に諮り意見を聴取したうえ、再度運営協議会において原案作成を行う。その後、教授会の審議を経て改訂後、教職員会議及び非常勤講師連絡会で解説・配付し、本学ホームページ、大学ポータルへ掲載し公表すると共に、学生にはオリエンテーションをはじめとする各機会において説明、解説している。

令和5年度には、高等学校教育課程改定に伴う変更として、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の見直しを行い、「国語総合」を「現代の国語」、「国語表現」を「言語文化」と表記し、令和6年度の募集要項に記載することとした。

＜テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の課題＞

教育実習や保育実習、校外実習等の実習先の関係者から実習連絡会の場で、幼稚園教諭、保育士、保育教諭、栄養士、調理師として求める人材像についての情報収集を図っているが、今後もこれらに基づいた教育の質の向上を図り、社会に有意な人材を輩出していく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の特記事項＞

教育効果の集大成として、卒業研究ゼミナールがある。卒業必修科目である「卒業研究Ⅰ」と「卒業研究Ⅱ」を2年間かけて履修し、卒業論文を作成し、卒業研究発表会で発表する。卒業研究の評価は、学習成果を明らかにするディプロマサプリメント評価

として、学生に示している。また、令和 6 年度より、五峯祭での取り組みを両学科ともゼミごとに実施することとなり、教育効果を学外に発信する場となっている。令和 6 年 11 月 24 日に開催された第 13 回学生政策提案フォーラム in さいたまでは、本学から両学科各 1 グループの学生が参加し、幼児保育学科のゼミが最優秀賞を受賞した。

令和 6 年 12 月 8 日に実施された栄養士実力認定試験を健康栄養学科健康栄養専攻 2 年の 54 名が受験した。その結果、A 判定（栄養士として必要な知識・技能に優れている）19 名（35.2%）、B 判定 27 名（50.0%）、C 判定 8 名（14.8%）であった。また、令和 7 年 1 月 16 日に実施された春季技術考査を健康栄養学科調理製菓専攻 2 年の 13 名が受験し、全員合格であった。

【テーマ 基準 I-C 社会貢献】

＜根拠資料＞

2024 年度学生便覧、国際学院埼玉短期大学学則、学修成果、国際学院埼玉短期大学教育研究活動等点検・評価委員会規程、2023 年度シラバス、CAMPUS GAIDE 2024、「創立 50 周年記念誌」、「敦照のこころ」、包括協定書綴り、令和 5 年度自己点検・評価報告書、高大連携連絡協議会議事録、大学改革助言・評価委員会議事録、第 V 期中期計画（令和 4 年-令和 8 年）、令和 6 年度事業計画、事務組織規程（別表「事務分掌」）、令和 6 年度年間目標達成のための進捗管理表、令和 6 年度公開講座案内チラシ・アンケート集計結果、第 39 回幼児絵画展募集要項・アンケート集計結果、第 31 回「味彩コンテスト」募集要項、第 31 回「味彩コンテスト」事業報告書、高大連携授業報告、地域開催イベント等への学生参加状況報告、令和 6 年度地域連携委員会議事録

＜区分 基準 I-C-1 の現状＞

社会貢献へは、第 V 期中期計画（令和 4 年-令和 8 年）において「産学官連携」を掲げ取り組んでいる。学内に地域連携センターを置き、事務組織規程（別表「事務分掌」）において「大学における地域貢献推進のための県、市町村、産業界など関係機関との連携による地域貢献に関する総合的支援に関すること」と規定している。（第 V 期中期計画（令和 4 年-令和 8 年）、令和 6 年度事業計画、事務組織規程（別表「事務分掌」））

本学は知的財産を地域社会に還元することを基本姿勢に公開講座、大学の開放授業講座の他、行政、地方公共団体、企業、文化団体等の後援を受けた取組を行っている。

（1）公開講座

令和 6 年度は、「さいたま市教育委員会委託事業」「大学コンソーシアムさいたま加盟大学公開講座」の枠組みで 6 講座を計画し、その全てを対面で実施した。（令和 6 年度地域連携委員会議事録）。

1) さいたま市委託事業

さいたま市と協議を行い、以下の講座を実施した。3 講座のうち 1 講座は、令和 5 年度に締結した産学官連携地産地消推進にかかる協定に基づき、さいたま市・パレスホ

テル大宮と連携した講座を実施するに至った。また、令和2年度から新型コロナウイルス感染の予防対策としてオンデマンドで開催していた災害食の講座をさいたま市委託として企画し、対面で開講した。

①「パレスホテル大宮のシェフに学ぶ、さいたま市野菜の逸品」(全2回)

(産学官連携・地産地消推進の取組)

パレスホテル大宮からシェフを講師に招き、さいたま市の野菜を使用した調理の講座を実施した。各回とも講義の後に調理を行うもので、定員32名に対し申込者は58名、当日の参加者は第1回・2回とも28名であった。

第1回 11月30日(土)開催

テーマ:「家庭でできる簡単スイーツの秘話」(講義)

「さいたま市産里芋を使用したスイーツの調理」(実習)

パレスホテル大宮の製菓料理長を講師に招き、講義の後、「里芋ベイクチーズケーキ」と「里芋ショコラ」の調理を行った。

第2回 12月7日(土)開催

テーマ:「一皿のキャンパスから伝える食の楽しさ」(講義)

「さいたま市産ブロッコリーを使用した洋食の調理」(実習)

パレスホテル大宮の総料理長を講師に招き、講義の後、「白身魚のワイン蒸しブロッコリーのペペロンチーノ添え チャウダーのスープと共に」と「キャベツに包まれた鱈とブロッコリーのプランターソースボロネーゼ」の調理を行った。

②「はじめての災害食講座～在宅避難生活を乗り越えるために～」

10月19日(土)開催

防災クッキングアドバイザーを講師に招き、ビニール袋を利用した災害食の調理と講義を行った。定員32名に対し申込者は51名、当日の参加者は26名であった。

③「大人も育つ!子育て講座」(全2回)

定員15名に対し申込者は16名、当日の参加者は第1回・2回とも13名であった。なお、子ども同伴可として実施し、子どもの参加は16名だった。

第1回 9月7日(土)開催

テーマ:「ペープサートで遊ぼう」(創作活動)

簡単な材料で手軽に作れて、若い子どもたちを楽しませることのできるペープサートを紹介し、作成した。

第2回 9月7日(水)開催

テーマ:「子どもの造形・表現を生かすディスプレイ」(創作活動)

子どもたちが自由に造形・表現したものをディスプレイする方法を紹介し、作成した。

2) 大学コンソーシアムさいたま加盟大学公開講座

大学コンソーシアムさいたまの加盟大学として、生涯学習事業のリレー講座(テーマ:「心と体の健康」)に参加している。令和6年度は、以下の3講座を計画し、全てを対面で実施した。

①「食育教室 2024 おはしの国の洋風会席」9月28日（土）開催

（全国調理師養成施設協会共催講座）

「おはしのおはなしと会席料理のマナー」をテーマとした講義の後、さいたま市産のカボチャなどを使用した洋風会席料理を調理した。

定員 32 名に対し申込者は 32 名、当日の参加者は 27 名であった。

②「親子で参加 こころ・からだ☆はずむダンスエクササイズ」8月3日（土）開催

小学生とその保護者を対象として開催した。健康づくりのための望ましい食事のとり方について講義を行ったあと、ダンスエクササイズをとおり、子どもでも無理なく・楽しく・段階的に継続して運動できる身体づくりを目指し親子で運動を行った。

定員 20 組に対し申込者は 25 組 58 名、当日の参加者は合計 12 組 28 名であった。

③「そば打ち入門」2月8日（土）開催

講師によるデモンストレーションのあと、実際にそば打ちを行った。調理台ごとにアシスタントがつき、初心者にも安心して参加できる内容とした。

定員 18 人に対し申込者は 48 名。当日の参加者は 17 人であった。

なお、令和 6 年度実施の公開講座のうち、「大人も育つ！子育て講座」ならびに「親子で参加 こころ・からだ☆はずむダンスエクササイズ」については夏期休業中の開催であり、学生から運営ボランティアを募った。学生 5 名が受付や誘導等の役割を担い、学生の地域貢献の場にもなった。

（2）大学の開放授業

埼玉県が県内在住の 55 歳以上の者を対象として実施する「大学の開放授業講座」を開講し、健康栄養学科の科目「食品の特性Ⅱ」15 コマを開放した。受講者は 2 名であった。

（3）行政、地方公共団体、企業、文化団体等の後援による取組

本学では、行政、地方公共団体、企業、文化団体等の後援を受け、長年にわたって毎年「幼児絵画展」並びに「味彩コンテスト」を開催し、地域社会との連携を深めている。加えて、埼玉県内の高等学校や、さいたま市等と協定を締結し、地域と連携して以下の取組を行っている。

1) 幼児絵画展

埼玉県内の幼稚園・保育園（所）並びに認定こども園に在園する 3 歳児（年少児）、4 歳児（年中児）、5 歳児（年長児）を対象とし、幼児教育における表現活動への興味・関心を高め、県内幼児教育の振興に寄与することを目的として昭和 61 年度から毎年開催し、令和 6 年度は第 39 回を迎えた（39 回幼児絵画展募集要項）。

幼児絵画展の後援団体は、埼玉県国公立幼稚園・こども園長会、全埼玉私立幼稚園連合会、埼玉県保育協議会、埼玉新聞社、テレビ埼玉、NHK さいたま放送局の 6 団体である。また、埼玉県芸術文化祭 2024 の協賛事業としても位置付け開催した。

本学学院祭である五峯祭の中で 13 賞の作品展示及び表彰式を実施した。なお、応募作品については、厳正な審査を実施し、13 賞の作品については本学のホームページ上で紹介した。

令和 6 年度の応募作品総数は 90 園 801 作品であった。

過去 10 年間の幼児絵画展応募園数及び応募作品数は次表のとおりである。

(第 1 回から第 29 回までの掲載は省略、平均値は新型コロナウイルス感染防止対策のため募集作品集を縮小した 35～37 回を除き、第 1 回から第 34 回までと第 39 回で算出した。)

回	実施年度	出園数	出展数	回	実施年度	出園数	出展数
30	平成 27 年度	81 園	764 点	35	令和 2 年度	(84 園)	(404 点)
31	平成 28 年度	94 園	887 点	36	令和 3 年度	(86 園)	(421 点)
32	平成 29 年度	102 園	963 点	37	令和 4 年度	(100 園)	(709 点)
33	平成 30 年度	96 園	892 点	38	令和 5 年度	102 園	908 点
34	令和元年度	96 園	881 点	39	令和 6 年度	90 園	801 点

平均参加園数：74.6 園／年 平均出展数：727.1 点／年

注：() は規模を縮小したため平均数から除く

例年、本絵画展開催にあたっては、学生が表彰式に主体的に関わっている。事前準備として、表彰時に子どもたち一人ひとりに渡す折り紙のメダルを作成し、数多くの作品の学内展示作業にも携わっている。当日は、展示作品全てをデータベース化し、自分の作品とともに記念撮影する場を設け、好評を得ている。令和 6 年度は本学「五峯祭」(大学祭)において 13 賞の展示と表彰式を行い、卒業研究ゼミの活動の一環として表彰式の運営に学生が携わった。学生は表彰式当日の子どもたちやその保護者の感激した様子を目の当たりにした。本絵画展の目的である幼児教育振興の重要性を再確認すると共に、専門職へのモチベーションをさらに強固にする学びの機会となった。表彰式に参加した保護者に対してアンケートを実施したところ、14 名から回答があり、受付、案内、誘導の学生の対応が「大変よかった」「よかった」が 100%と非常に高評価を得ることができた。

また、平成 30 年度から、幼児絵画展のさらなる充実発展に資するため、参加園に対し参加後のアンケート調査を実施している。令和 6 年度は 35 園からの回答があり、本絵画展が園における保育活動に「大いに役立っている」・「役立っている」との回答が 94.2%と非常に高評価を得ることができた。出品に際し、工夫している点や子どもたちの様子、保護者の反応などについて、自由記述の部分で多くの意見が寄せられ、令和 6 年度、応募作品数を増やした背景にも、前年度までの参加園からの自由記述に寄せられた要望が反映されている。アンケート調査の結果情報を学内において共有し、次年度に生かしていくこととしている。

2) 味彩コンテスト

味彩コンテストは、平成 5 年に当時の食環境を考慮して加工食品等を用いた栄養バランスの良いメニューを募集することで食生活の改善を目指すことに始まり、近年は、食育推進の観点から地産地消を考慮した内容に変遷している。令和 6 年度は、第 31 回を迎え、地産地消の推進を考慮し、「一般の部」では、「埼玉県産の鶏卵や野菜と黒豚を使用したご飯にあう彩り主菜料理」をテーマとし、埼玉県産の特産物である鶏卵や野菜と黒豚を使用したスピード料理を募集した。「高校の部」では、「埼玉県産の鶏卵や野菜、国内産豚肉のいずれかを使用した素材の味と彩りをいかした高校生のバランス弁

当」をテーマとし、埼玉県産の特産物である鶏卵や野菜と国内産豚肉を使用した高校生向けのバランス弁当の献立を募集した。(第31回「味彩コンテスト」募集要項)。応募者数は、一般の部146点、高校の部153点、総数299点となった。

応募作品は学内審査委員による予備審査後、第一次審査(書面審査)で入賞作品を選出し、オンラインで第一次審査選考会を開催、二次審査に参加する上位各6名・12作品を選出するとともに7位以下の入賞作品を決定した。8月3日に第二次審査会(実技・試食審査)を開催し、上位6作品の賞を決定した。

令和6年度は、後援団体として、関東農政局、埼玉県、さいたま市、埼玉県教育委員会、さいたま市教育委員会、全国農業協同組合連合会埼玉県本部、(株)埼玉新聞社、(株)テレビ埼玉、NHKさいたま放送局、(一社)全国栄養士養成施設協会の計10団体、協賛団体として、埼玉県芸術文化祭2024、ハウス食品(株)、埼玉東部ヤクルト販売(株)、東京ガスネットワーク(株)埼玉支社、キリンビール(株)埼玉支店、(株)パレスホテル大宮、松本米穀精麦(株)の計7団体の協力を得て実施した。

第二次審査会の様子は、テレビ埼玉での放映や、毎日新聞、埼玉新聞へ紹介された。また、本学Webサイトに掲載した。

過去10年間の味彩コンテスト応募総数及び内訳は次表のとおりである。

(第1回から第22回までの掲載は省略)

回	実施年度	一般の部	高校の部	回	実施年度	一般の部	高校の部
23	平成27年度	277	231		令和2年度	—	—
24	平成28年度	246	215	28	令和3年度	216	170
25	平成29年度	271	194	29	令和4年度	165	190
26	平成30年度	227	129	30	令和5年度	124	161
27	令和元年度	172	150	31	令和6年度	146	153

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催見送り

※平均応募者数：一般の部(第1回から集計)：283.7点/年 高校の部：164.9点/年

味彩コンテストにおいては、学生が積極的に運営に携わっている。審査当日の受付、誘導、審査会場準備、写真展示、採点補助作業、実施後の実習室片付けなどを担当している。当日の運営補助の成果は、本学の「五峯祭」(大学祭)において、大いに発揮している。コンテストの様子や入賞作品の写真展示し、本コンテストの意義を広く地域社会に周知する活動に携わっていることである。

3) 産学官連携 地産地消推進・さいたま市産農産物をした取組

令和5年度に締結した「さいたま市、株式会社パレスホテルエンタープライズ、国際学院埼玉短期大学との地産地消推進に係る連携協定書」に基づき、三者が相互連携して地産地消推進の取組を行った。

①さいたま市産ミニトマト「プチぷよ」の取組

本学学生がさいたま市産ミニトマト「プチぷよ」を使用したスイーツのレシピを考案し、パレスホテル大宮のシェフが洗練し、「プチぷよスムージー」と「プチぷよ3色マフィン」を商品化した。商品は、さいたまスーパーアリーナで開催されたイベント「さいたまスイーツコレクション」において6月29日・30日の両日、パレスホテル大

宮のシェフの指導のもと本学有志の学生たちが販売にあたった。当日はさいたま市長とともに学生がステージに登壇し、さいたまスイーツのPRも行った。

②さいたま市産サツマイモ「紅赤」の取組

令和6年度は、令和5年度に引き続きさいたま市発祥のサツマイモ「紅赤」を使用した地産地消推進に取り組んだ。本学学生が紅赤を使用した洋食とスイーツのレシピを考案し、そのレシピをもとにパレスホテル大宮のシェフが調理・商品化した。令和7年2月17日～28日間までの12日間にわたり当該ホテルで「紅赤とりんごのショコラムース」と「紅赤さつまいもと青森りんごのサラダ」が提供された。使用した紅赤は、さいたま市の紅赤研究会等の農家が栽培したものである。

また、本取組は、さいたま市の広報番組『のびのびシティさいたま市』で放映されることとなり、本学学生とパレスホテルシェフが出演して取組の紹介を行った。

さらに、令和5年度に商品化した「紅赤パウンドケーキ」が、令和6年12月にさいたま市のふるさと納税返礼品として登録され、広く本取組を紹介する機会となっている。

今後も食や農に関する理解を深め地域の食文化の継承に繋がる食育の推進の一翼を担うことを念頭に、さいたま市の農産物を使用した取組を行っていく。

4) 高大連携授業

平成30年度から、これまでの短時間の出張体験授業にとどまらず、本格的な調理実習授業の提供を実現すべく、高大連携授業を行っている。令和6年度は以下のとおり、高大連携授業を実施した。

月 日	連 携 高 等 学 校	参加数	時 間	実習内容
令和6年5月31日(金)	埼玉県立鷺宮高等学校	17名	13:00～15:30	製菓実習
令和6年6月11日(火)	国際学院高等学校	19名	8:55～10:45	保育応用
令和6年10月15日(火)	国際学院高等学校	19名	8:55～10:45	保育応用
令和6年10月22日(火)	国際学院高等学校	19名	8:55～10:45	保育応用
令和6年12月13日(金)	埼玉県立鷺宮高等学校	10名	13:50～15:40	製菓実習

全ての授業内容と、本学側担当教員による実施概要と高等学校側担当者の所感や今後の希望などを記す記録紙を導入し、本学側・高校側で共有を図った（高大連携授業報告）。

令和6年度は、鷺宮高等学校を会場として調理部の生徒を対象に製菓実習を、国際学院高等学校を会場として3年生を対象に保育基礎及び保育応用を実施した。高校からは「とても有意義な時間となりました。今後ともよろしくお願いいたします。」との意見を頂いた。

5) 第12回学生政策提案フォーラム in さいたま

7大学8グループの学生が『誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現』をテーマに政策提案を行う「学生政策提案フォーラム in さいたま」（11月24日開催）に本学から両学科の卒業研究ゼミから各1グループの学生が参加した。

幼児保育学科の佐藤ゼミでは「Creative Recycle Center クリエイティブ・リサイクルセンターをつくる喜び、新たな価値の創出」をテーマに発表し、最優秀賞を受賞した。健康栄養学科のチーム KG Nuts では「健康寿命の延伸～「食を愉しむ」ことでより豊かに～」をテーマに発表した。

6) さいたま市農業祭

本学調理学研究部の学生 5 名が、さいたま市農業祭（11 月 17 日開催）に参加し、同研究部が商品開発した「紅ピヨザクザクパウンド」329 個を販売した。

7) 系列保育園との連携

卒業研究ゼミや授業で、それぞれ系列の保育園に学生が出向き、子どもたちとの交流を深めた。活動後学生へアンケートを実施し、99.7%の学生が充実感を感じることができ、保育者を目指す学生の意欲を高めることができた。また、10 月 28 日に音楽・身体表現・造形表現ゼミの学生が系列保育園でオペレッタを上演し、参加学生 30 名のうち充実感を懐いた学生の割合は 100%（充実 66.7%、ほぼ充実 33.3%）であった。

8) 「国際学院埼玉短期大学認定食育士養成講座」

平成 26～28 年度文部科学省委託事業で産学官が協働して構築した養成プログラムの全てを受講し（所持免許・資格で一部免除あり）、評価判定において合格となった者を国際学院埼玉短期大学認定食育士として認定する。地域の食育推進リーダーを養成する講座であり、令和 2 年度からは、受講対象者を本学学生（栄養士免許取得見込者）と、過去の一般受講者のうち未受講科目のある未修了者とし、栄養士免許取得見込者の受講免除テーマ（11 テーマ・22 コマ）を除いた 6 テーマ・14 コマを開講している。

農林水産省の「消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進」を得て実施するので、埼玉県農業政策課やさいたま市農林振興センターの指導のもと行っている。また本講座の「農業体験」においては、地域の牧場や農場に出向き体験学習をするなど、地域の酪農家や生産者とも連携している。

令和 6 年度は、前年度に引き続き、本講座の「商品開発実習」において、さいたま市、パレスホテル大宮との産学官連携の取組みとして、さいたま市産「紅赤」を使用したレシピを受講生が考案した。選ばれたレシピはパレスホテルシェフがアレンジをしてパレスホテル大宮にて 2 週間にわたり提供された。

令和 6 年度の新たな受講者は 3 名、昨年度以前からの受講者は 10 名、計 13 名であり、2 月に実施した評価判定の結果、在学生 10 名に「国際学院埼玉短期大学認定食育士」の資格を付与した。

<開講状況>

第 1 回 9 月 5 日（木）

講義・実習（1.5 コマ×2）商品開発実習①、②（食育実践ラーニング）

第 2 回 9 月 12 日（木）

講義（1 コマ×2）食の文化①、②（食育教養ラーニング）

第 3 回 9 月 12 日（木）

講義・実習（1 コマ）食育教材作成①（食育実践ラーニング）

第 4 回 9 月 13 日（金）

講義・実習（2 コマ）作業体験（酪農）（榎本牧場）（食育実践ラーニング）

国際学院埼玉短期大学

第5回 9月19日(木)

講義・実習(1コマ)食育教材作成②(食育実践ラーニング)

第6回 令和6年2月7日(金)

講義・実習(1コマ)地域食育問題リテラシーⅠ

第7回 2月14日(金)

講義・実習(1コマ)地域食育問題リテラシーⅡ

第9回 2月26日(水)

実技(1コマ)評価(模擬食育発表)

9)「介護食士(3級)養成講座」

高齢者を対象に、おいしく、食べやすく、明るい気持ちで毎日を過ごすために必要な「食事作り」の知識と基本技術、実践法を修得することを目的に介護食士3級養成講座を開講している。本学は埼玉県唯一の養成講座を開講する学校として、地域の介護食士養成に寄与するものである。

令和6年度は前年度同様、本学学生を受講対象とし、令和7年2～3月に集中講義で実施した。全10回の講座を実施し、健康栄養学科食物栄養専攻1年生6名が受講し、全員が資格を取得することができた。

以上の取組の他、エコキャップ運動、保育園お楽しみ会への参加、近隣の環境美化にも取り組んでいる。

エコキャップ運動では「世界中の子どもたちにワクチンを」をスローガンにペットボトルのキャップを集めて寄付する運動に学友会を中心として参加した。各教室にキャップ投入箱を設置し、学友会のメンバーが全学的に呼びかけを行い、実施した。この運動は、令和元年度からSDGs(Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標)の取組のうち、「3 すべての人に健康と福祉を」に位置付けて取り組んでいる。

保育園お楽しみ会では毎年行われている実習先の保育園の保護者会が主催する子ども向けの「おたのしみ会」に令和7年2月28日、本学教員2名、音楽部員6名が参加した。楽器演奏などを行い、地域の子どもたちとの交流を深めた。

学校近隣における環境美化の取組では大学環境美化推進委員会が桜花の散る季節と落ち葉の季節に学校周辺の落ち葉掃きを不定期に5回、近隣住民と行った。参加人数については、学生のべ20名、教職員2名が参加した。

地域・社会への貢献についての取組は前期・後期の2回、「年間目標達成のための進捗管理表」に基づき、評価者によるヒヤリングを行い取組内容の点検を行っている。前期は令和6年9月18日(水)に、後期は令和7年3月4日(火)に行った。(令和6年度 年間目標達成のための進捗管理表) また、毎月行われている運営協議会において、定期的に取組内容の点検を行っている。

令和6年度は第1回 令和6年4月1日(月)、第10回 令和6年10月9日(水)、第11回 令和6年11月13日(水)に行った。(令和6年度 運営協議会)

＜テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献の課題＞

地域との連携については、さらに多くの学生が参加する環境を整えながら、引き続き充実した取組を行っていく。

＜テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献の特記事項＞

I-C-1(2)に記したように、産学官連携 地産地消推進・さいたま市産農産物をした取組について、令和6年度は「紅赤」の取組に加え、さいたまスーパーアリーナで開催された「プチぷよ」の取組も行った。加えて紅赤の商品がさいたま市のふるさと納税返礼品として登録された。

また、第12回学生政策提案フォーラム in さいたまでは、「Creative Recycle Center クリエイティブ・リサイクルセンター—つくる喜び、新たな価値の創出—」をテーマとして発表した提案が、最優秀賞を受賞した。

このように、取組を推進することにより、地域社会への貢献は可視化された。

〔テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証〕

＜根拠資料＞

教育研究活動等点検・評価検討委員会規程、2024年度自己点検・評価報告書、2024年度高大連携連絡協議会議事録、2024年度大学改革助言評価委員会議事録、2024年度年間目標達成のための進捗管理表、2024年度就職先企業・園に対する卒業生アンケート結果、卒業生支援アンケート、2024年度教授会議事録、2024年度委員会等議事録（運営協議会）、2024年度自己点検・評価スキーム及び分担表

＜区分 基準Ⅰ-D-1の現状＞

自己点検・評価のための規程を整備し、日常的に自己点検・評価を実施している（教育研究活動等点検・評価検討委員会規程）。毎年当該年度の自己点検・評価報告書を根拠資料に基づき、専任教職員全員が各基準に分かれ、分担執筆し、基準ごとに内容を精査している。さらに、AL0が委員長を務める教育研究活動等点検・評価委員会が加筆・修正を行い、ステアリングコミティである運営協議会の協議を経て報告書を作成している（2024年度自己点検・評価報告書、2024年度自己点検・評価スキーム及び分担表）。

作成した自己点検・評価報告書は、全教職員で共有すると共に、学内に印刷物を設置し、学生・保護者、地域社会の住民が自由に閲覧できるようにする他、「認証評価」の「自己点検・評価報告書」として、本学ホームページに掲載している。

また、各委員会においては、年度初めに、年間の目標と行動計画、達成度評価基準等を明示した「年間目標達成のための進捗管理表」を作成し、これを基に活動を行い、前期末に中間評価、年度末に年間評価として年2回の自己点検・評価を実施している。

さらに、取組内容と目標達成状況、自己点検・評価に基づく次年度の改善計画を含めて、学内の当該委員会委員以外の教職員による評価を受け、その結果を運営協議会に

報告し、各委員会の状況を全学的に共有する中で改革・改善を進めている（2024 年度年間目標達成のための進捗管理表）。

本学院の併設校である国際学院高等学校との高大連携連絡協議会において、随時高等学校の意見聴取を実施すると共に、大学改革助言・評価委員会においては、委員会の構成員である学外の有識者から、意見を聴取している（2024 年度高大連携連絡協議会議事録）。

<区分 基準Ⅰ-D-1 の課題>

本学の教育内容については、外部委員による大学改革助言・評価委員会並びに高大連携連絡協議会により意見聴取を行っている。本学の教育内部質保証の一層の充実改善を図るべく、同委員会・同協議会の回数そのものを増加し、さらなる意見聴取ができるよう引き続き工夫を重ねる。聴取した意見を踏まえ、内部質保証に向けた改革・改善を一層進める。

<区分 基準Ⅰ-D-1 の特記事項>

特になし。

<区分 基準Ⅰ-D-2 の現状>

本学の学修成果については、教育課程・授業・履修指導等の分野を教務委員会、教職課程委員会、学友会活動・課外活動・学生生活全般を学生委員会等、全学横断して、各種委員会においてアセスメントを実施している。2018 年度に策定した評価指標に基づき、学修の成果を評価し、2020 年 3 月、2021 年 3 月、2023 年 3 月、2025 年 1 月にそれぞれ一部改訂して教育内容や方法等についての検証を進めている。また、各学修成果の可視化に向けて、「ループリック評価」を中心とした評価方法を導入すると共に、2 年間の学修成果を明らかにする「ディプロマサプリメント」評価を行っている。

委員会は、自己点検・評価において明らかになった課題、充実改善の観点を委員会の改善目標に掲げ、その実施計画を策定すると同時に定期的に委員会を開催し実施している。委員会活動の進捗状況・実績は、年 2 回、前期・後期に中間及び実績評価を委員会内で実施後、委員会以外の学内教職員に評価を依頼、査定の後、運営協議会に提出し、PDCA サイクルにのっとり評価・改善を図っている（2024 年度委員会等議事録（運営協議会））。

各種関係法令の変更については、学長・副学長・学科長をはじめ、主要幹部に資料を回覧すると共に、運営協議会等で取り上げ、全体 SD 又は教職員会議において共有している。また、法令遵守に必要な各種規程改正や取組体制の構築を、学内のワーキンググループ等を必要に応じて設置し、運営協議会の協議を経て教授会に諮り実施している。

<区分 基準Ⅰ-D-2 の課題>

教育の質を保証するための具体策の一つとして、「学生の苦手意識の解消」「基礎的・基本的事項の定着」に取り組む必要がある。これまでも「リメディアル教育」の取組は進めてきたが、その一層の推進に向けて、各科目における学生の実態把握、カリキュラ

ムの見直しや精選、より効果的な対応策についての検討、また「リメディアル」という名称そのものについての検討等が必要である。

＜区分 基準Ⅰ-D-2の特記事項＞

学習成果を向上させ、学習に対する学生の満足度を高めるため、令和5年度から、それまで前期・後期終了時に実施していた「授業アンケート」を、それぞれの中間期にも実施し、その結果を踏まえて授業改善を進めている。さらに、これまで常勤の教員の授業について実施していた「授業アンケート」を、令和6年度からは非常勤教員の授業についても、前後期それぞれ実施している。また、学生にとって、より分かりやすい「ディプロマサプリメント」の在り方について、検討を進めている。

＜基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実行状況

建学の精神・教育方針について、多様化する学生の理解が深まるようにこれまでの取組に加えて各クラス教室に建学の精神を掲示すると共に、オリエンテーションのプログラムにも明記し、さらに体育大会や五峯祭等の学校行事のテーマを設定する際に、建学の精神を反映させるなど、様々な機会を捉えて学生の理解が深まるように取り組んでいる。

また、実習連絡会については、内容や開催時期の工夫のほか、遠方のため参加が難しい実習先を考慮して、リモートによる会議への参加や、Questant（クラウド型アンケート作成ツール）及びメール並びにFAXでのアンケートを行うことで、現場の意見や要望を確認した。また遠隔地からの参加、あるいは繁忙な中での参加の負担を軽減するため、リモートでの参加についても可能な形をとり連絡会を実施している。これらに基づき、今後も実習先からの意見・要望等について検討・対応していくことが必要である。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学の教育内容の充実に活用することを目的として、2018年度から就職先への卒業生調査を実施しており、2024年度も「就職先企業・園に対する卒業生アンケート調査」を実施した。卒業後1年目と3年目の卒業生に対するアンケートを実施しており、1年目については131件中53件（回収率40.5%）、3年目については170件中78件（回収率45.9%）の回答を得た。今後、キャリア教育をはじめとする学生への教育指導の充実に活用していく。

2018年12月に加盟した国連グローバル・コンパクト（UNGC）に関して、2019年度から具体的な取組が始まったが、卒業研究ゼミの取組をはじめ、本学の教育活動のさまざまな場面でSDGs（Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標）の取組がなされている。すべての教育活動について、17のゴールとの関わりを意識した取組、またその進捗状況を確認する体制づくりが必要になる。なお、2020年11月25日には、コミュニケーション・オン・エンゲジメント（COE）として本学院の2年間の取組を国連グローバル・コンパクト（UNGC）本部に報告した

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

令和 6 年度学生便覧、令和 6 年度シラバス、令和 6 年度履修の手引き、令和 6 年度授業評価アンケート

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学は卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与・卒業認定・学位授与に関する要件を学則に定め、かつそれら要件を学生便覧・本学公式ホームページ・履修の手引きに掲載し周知している。本学の学修成果は、学科・専攻課程及び専攻科が目指す専門性に照らした社会人を育成することとして捉え、明確にしている。この学修成果に対応して「卒業認定・学位授与の方針」（令和 6 年度学生便覧）（令和 6 年度シラバス）は、各専門領域で活躍できる人になることを前提とし、幼児保育学科においては、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、健康栄養学科食物栄養専攻においては、栄養士免許証、栄養教諭二種免許状、健康栄養学科調理製菓専攻においては、調理師免許証を取得することを基本として「卒業認定・学位授与の方針」（学科）に示している。

単位の実質化を図るため、授業科目ごとにシラバスにおいて、授業時間外学習の明示を行い、1 単位 45 時間の学修を確保している。加えて、学生が修得すべき単位数について、年間（半期併記）の履修登録可能な単位数の上限を定めている。

シラバスには「成績評価及び単位認定」「成績発表」「GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度」について明記している。また、平成 29 年度より、S・A・B・C・D の評価の基準について、評点のほかに達成の度合いを明記し、学生にとって基準をより分かりやすいものとした。成績評価に付随する事項として、同シラバス内の履修の手引きの「欠席、遅刻、早退の取扱い」及び「試験」の項目では、出席管理の厳格化、試験に関する規定の明確化、レポート等の提出物の期日厳守等を学生に周知徹底している。成績評価の透明性を確保するために、平成 29 年度から「成績調査制度」（成績調査制度導入について）を導入し、自身の成績に疑問のある学生は、所定の手続きを経て調査の申し出ができ、担当教員は成績評価の根拠を明示し、説明責任を果たせるような仕組みとしている。令和 6 年度は、4 件の問い合わせがあり、成績評価の根拠と照らし、変更はなかった。

GPA 制度の活用促進においては、これまで成績不振学生に対し保護者を交えた面談を含め指導を行ってきたが、令和 5 年度から GPA の 1 年次終了時に GPA が 2.0 に達しない学生に対し、GPA 以外の学修状況も踏まえ個別指導のうえ進級判定すると厳格適用を開始し、学習のつまずきを早期に解決できるよう改善を図った。この制度の導入により、令和 5 年度末 GPA2.0 未満個別指導対象学生の令和 6 年度前期終了時 GPA は、幼児保育学科 19 名中 11 名(57.9%)、健康栄養学科食物栄養専攻 22 名中 17 名(77.3%)、健康栄養学科調理製菓専攻 3 名中 3 名(100%) 全員が若干ではあるがポイントが上昇した。学生に対しては、履修の手引きにて周知するとともに、オリエンテーション、履

修登録ガイダンスにて徹底している。加えて、学期ごとに GPA2.0 未満、出席率 80% 未満の学生にも学習意欲向上の指導として個別面談を行っている。

認定食育士関連科目等の履修において、GPA を適用した履修制限を行い、到達していない場合には個別指導を実施している。令和 6 年度から校外実習、保育・幼稚園実習など学外実習（実習指導を含む）に GPA を活用し、学生の専門職意欲を高める指導を充実すべく、学科内にて実習内規改定を行った。

令和 6 年度においては、多様な学習歴・社会経験を有する委託訓練生が集中して訓練課程を修得できるよう、委託訓練生における履修科目登録の制限に関する規程を制定し、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしている。

＜区分 基準Ⅱ-A-2 の現状＞

学科・専攻課程及び専攻科の教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、「教育課程編成・実施の方針」に基づいて、学修成果に対応した授業科目で編成している。「教育課程編成・実施の方針」は、ホームページにおいて広く発信すると共に、学生へは、シラバス及び学生便覧に掲載し周知徹底を図っている。

シラバスには、科目名、担当者氏名、授業方法、単位・必選、開講年次・開講期、卒業認定・学位授与の方針に基づいて重点的に身につける能力、授業の概要、授業の到達目標、成績評価の方法、テキスト、参考図書、授業時間外学習、課題に対するフィードバック等、授業計画（週・テーマ・学修内容など）について明記している。シラバスの記載内容は不足がないか学務課、教務委員会の確認を経て、教学マネジメント組織である運営協議会に一覧表にて示している。シラバスにはカリキュラムマップも添付し、学生が個別の履修選択だけでなく、2 年間の学修を体系的に理解し、履修できるよう支援している。

学生による授業評価アンケートは毎学期実施し、授業評価と学習に対する自己評価を行っている。授業評価アンケートに対する担当教員の所見を付して学生にフィードバックしている。この学生による授業アンケート結果は、運営協議会において学科専攻ごとに平均値と比較分析を行い、課題の共有と取組項目化に生かしている。

さらに、令和 5 年度から授業の中間期（授業回数 15 回の場合は 8 回目ごろ）に授業の中間理解度把握調査を行い、学生の学修状況を即時把握するとともに、授業内の配布資料や参考資料の充実のもとより、学生からの授業進行に対する改善要望を反映し、改善点・変更点などを次の授業回にフィードバックしている。

令和 6 年度から教務委員会による学生代表への聞き取り調査を実施しており、令和 6 年度は特にシラバス・履修の手引きの活用割合は 100%、授業アンケート結果は 45% にとどまった。中間理解度把握については、確実に授業改善状況を学生が実感・認識できており、今後も全学を通じて実施を推進し、3 年間で非常勤を含め全科目実施を目指したい。

授業内容については学科において学外実習を中心とした実習指導内容の共有と調整を行うと同時に、全学的に年間 2 回の授業相互参観を実施し、参観レポートを全教職員にて共有し、FD にて取りあげている。授業改善のため、年 2 回の授業相互参観のほ

か、令和 6 年度は ICT ツールの授業活用支援 FD、独自のリメディアル教育強化 FD を行い、年間を通した専任教員の FD への参加率は 100%であった。

教育課程の見直しについては、学科内会議・教務委員会にてカリキュラムマップから各授業科目開講期の適正性、新設科目等の履修登録状況・単位修得状況の分析による効果測定などを踏まえて必要性を検討し、運営協議会に提案し、見直しの可否を検討している。また、見直し検討においては、学生の学修成果調査として短大生調査結果、卒業生調査、卒業生の就職先調査結果も勘案し、教育内容充実にどのような学習が必要か、どの授業科目の内容充実が必要かなども加味している。これら各種の調査結果は、第三者から構成される「大学改革評価・助言委員会」にも諮り、外部の学識経験者・経済同友会・地元企業人事責任者・地元福祉施設運営責任者の助言を得て、見直しや教育内容充実に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞

本学の教養教育は、教学マネジメント組織たる運営協議会が教務委員会の意見も踏まえ、「人づくり教育」と「専門教育との連携教育」に主眼をおいて検討し、教授会に教育課程編成提案を行っている。教養科目を主として担当する教員も FD に毎回参加し、授業改善に学科教員とともに取り組んでいる。

本学の教養教育は、幼児保育学科・健康栄養学科の専門教育と関連が明確である。社会人として必要な倫理観を養うための「倫理学」、地域の課題・ニーズ、まちづくりなどを理解し、地元社会から求められる人材となるための基礎知識を学ぶ「埼玉学」、生活の中の事象から科学を見出し役立てる力を養う「生活の科学」、身近なところや世界で起っている環境問題の現状と自分たちの関係について学ぶ「地球と環境」などの科目は SDGs（Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標）を関連付けた卒業研究ゼミ（専門科目）と関連した科目であり、自身の学びが地球規模の課題解決の一助、一歩となる人づくりを目指した科目となっている。

本学は 2 年間にわたって、キャリア教育を必修に位置付けており、その成果をキャリア委員会にて精査、内容を定期的に見直ししている。本学のキャリア教育は、単なる就職支援に留まらず、それぞれの学科・専攻に必要とされる基礎的な能力等が教養科目において修得でき、専門職業に対する理解を促進できるようオムニバス形式にて構成している。建学の精神・教育方針、大学での学びの基礎となる初年次教育としてリーディング・ライティング・ノートティキング、自己分析、専門職業人たる現場で活躍する卒業生講演、専門実習と直結する学外演習など幅広い内容を展開している。専門職へのモチベーション維持と就職活動をスムーズに実施できるよう卒業生や外部講師を招聘する回数も確保している。また、本学独自の「人づくり」を目指す「日本文化と国際理解」、「海外研修」は異なる文化や価値観を持つ人々を理解し、共生する姿勢を身に付ける科目となっている。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

各学科専攻における保育者・栄養士・調理師の専門教育を現代的課題解決に結びつける授業科目として「卒業研究ゼミⅠ・Ⅱ」を必修として開設している。本学院は平成

30（2018）年 12 月に国連グローバル・コンパクト（UNGC）に署名、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン（GCNJ）の正会員として、学院全体で SDGs（Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標）に取り組んでいる。令和元年度から本格的に、SDGs に関連づけた卒業研究に着手した。卒業研究部会が中心となり、学生の卒業研究発表会アンケート結果も踏まえ、改善点の洗い出しを行い、進化し続けている。令和 6 年度は特に多くのゼミが地方自治体や保育園をはじめとする地域の社会福祉の現場、地元企業へ出向き実地での学びを多く取り入れるとともに、1・2 年生が合同にて学年を横断した協働の学びも実践した。本学の大学祭「五峯祭」は、日ごろの学修成果の発表の場として位置づけており、特に令和 6 年度は、クラス単位ではなくゼミ単位での活動発表を実施した。

加えて、SDGs への理解を一層深め、学内外での学習や研究の相乗効果充実のため、令和 2 年度から教育研究活動に必要な教材・費用を補助する運営費申請制度を新設した。毎年、多くの教員が本制度を利用し、学生の経済的負担を軽減すると同時に、学生の研究活動を支援・指導した。

また、他者と協力し、地域社会の発展等に貢献する意識の涵養に資する学外でのゼミ活動を支援している。令和 5 年度の学外活動実績 15 件から令和 6 年度は 24 件と増加した。なかでも、3 名の教員が合同で指導する表現ゼミは近隣保育園においてオペレッタ公演を行い、子どもたちの表情・感情を直接感じ取り、保育者としての使命感を新たにすることができた。また、誰一人取り残さない持続可能な地域社会を目指し、さいたま市が「誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現」をテーマに開催した第 13 回学生政策提案フォーラムに本学からは 2 つのゼミが参加し、造形表現ゼミが Creative Recycle Center クリエイティブ・リサイクルセンターつくる喜び、新たな価値の創出—にて最優秀賞を受賞した。この受賞した際の学生制作物ウェディングドレス（紙ドレス）等は令和 7 年 3 月 22 日見沼環境センター落成式にも展示され、同センター稼働後もこの展示は継続し、多くの市民の環境保護への理解促進に寄与している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

学生の学修成果獲得のため、初年次教育、GPA を用いた個別指導、多くの学修支援に取り組んでいるものの、卒業時に希望の免許資格の取得に至らない学生が徐々に増加している。基礎学力を補うだけでなく、専門職ひいては学びそのものへのモチベーションを高める学修支援の強化に向け、「リメディアルセンター（仮称）」の新設を検討している。学科教員だけでなく、教育研究所教員や高等学校教員との協働支援の実現を目指す。また、身近な先輩からのフォローを得られるよう現在のスチューデントアシスタント（SA）の中から FD 学生委員を選出し、学生目線での授業改善・学修支援を実現させる。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

学修成果向上のため、特に授業内中期における中間理解度把握調査はオンライン上にて即時授業担当者が把握できる形式で実施し、その次の授業に速やかに反映できる

ようにしている。この中間理解度把握により、教務委員会実施による学生への聞き取り調査において、授業の改善が図られたことが分かった。

卒業研究ゼミにおいては、さいたま市が主催する第13回学生政策提案フォーラムにて最優秀賞を受賞した。

【テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果】

＜根拠資料＞

短大生調査、学生満足度調査、卒業生調査、卒業生就職先調査、資格取得率、卒業率、就職率、GPA 分布、卒業研究ループリック、ディプロマ・サプリメント

＜区分 基準Ⅱ-B-1 の現状＞

本学の学修成果は、学科、専攻課程ごとに目指すべき具体の専門職業人（スペシャリスト）像として示しており、具体性がある。また、学修成果はそれぞれの学科・専攻に合ったスペシャリストになることとしており、短期大学の2年間の一定期間において達成が可能である。その達成度は免許、資格の取得率、それを生かした就職率の高低によって測っている。平成30年度に策定した学修成果（SLOs）評価指標に基づき、機関レベル、教育課程レベル（学科・専攻ごと）、授業科目レベル（各授業科目）の区分で学修成果の評価・検証ができた。また、策定以降、毎年運営協議会において見直しの必要性について検証している。

なお、学科・専攻課程の学修成果は、以下のとおりである。

〔学修成果〕

○幼児保育学科

人間形成の基盤が作られる大切な時期にある幼児に、直接触れ合うのが保育者である。様々な環境で育ち、違った個性を持つ子ども一人ひとりに限りなく愛情を注げる保育者となるために、本学科では専門知識・技能の修得はもちろん、幅広い視野・知識・技能を持った人材の育成にも力を注いでいる。また、子どもと直接触れ合うことに加えて、保護者に対しても正しくコミュニケーションでき、適切なアドバイスができるスペシャリストとなることを学修成果とする。

○健康栄養学科 食物栄養専攻

健康と栄養に関する知識と指導力を総合的に学び、幅広い専門性と人間力を備えた人材を育てる専攻である。健康づくりの基本となる「栄養、運動、休養」について、ヒトの体の仕組みから健康と病気に関わる食事、メンタルな部分までの生活習慣の影響を学ぶ。これら3つの基本理論と実践を学ぶことで、生活習慣病など健康上の諸問題を解明し、健康と栄養の管理ができるスペシャリストとなることを学修成果とする。

○健康栄養学科 調理製菓専攻

健康と高度な調理師に関する知識と技術を総合的に学び、幅広い専門性と人間力、さらに新時代に求められる豊かな教養と国際感覚を備えた人材を育てる専攻である。社会のニーズに対応できる食育推進と調理専門的知識を修得することで健康増進に貢献でき、調理学の進歩に対応できるスペシャリストとなることを学修成果とする。

＜区分 基準Ⅱ-B-2の現状＞

学修成果到達を示すものとして、「ディプロマ・サプリメント」を令和2年度から導入し、卒業生に発行を開始した。このディプロマ・サプリメントは、2年間の学修成果として、取得免許・資格、総修得単位数、入学時からの各期 GPA（学科平均を併記し、グラフにて比較可能とした）を明示するだけでなく、卒業研究コンピテンシーをレーダーチャートにて表記している。卒業研究ルーブリックを策定し、卒業研究指導教員がこのルーブリックに基づき、6項目を評価すると共に、各学生の個人論文テーマと関連する SDGs 目標、評価コメントを記述し、学生に発行するものである。学生は、取得資格や GPA などの定量的評価とあわせ、指導教員の評価コメントによる2年間の学びの集大成である卒業研究の定性的評価を認知することとなる。本ディプロマ・サプリメントは本人を経て就職先への提示も可能である。令和3年度からは、卒業研究ルーブリックに基づく、学生の自己評価も実施し、令和5年度からはディプロマ・サプリメントレーダーチャートに教員評価と学生の自己評価併記を実施している。教員評価と学生自己評価の乖離や課題について運営協議会にて分析するとともに、外部委員からなる大学改革助言・評価委員会にも諮り課題を共有している。

学修成果測定に各種学生等調査結果分析を行い、学生が学修成果獲得を実感できる学びの手法として、アクティブラーニングの実施が効果的との結論を得た。令和4年度から授業内でのアクティブラーニングの実施率をシラバスから割り出し、授業科目ごとの実施状況を一覧化し、運営協議会の協議を経て実施率増加の KPI を掲げ取り組んだ結果、令和6年度はほぼ100%の実施となった。令和7年度は全学科専攻ともに100%を目指す。今後、アクティブラーニングによりどの能力が伸びたかなど詳細な調査結果分析を行う予定である。

また、これまで追試験による成績評価は B（70 点～79 点）を限度としていたが、この最高限度を見直し、令和6年度から A（80 点～89 点）を限度に変更、感染症罹患などやむを得ない事情による追試験受験者の評価を改定した。

＜区分 基準Ⅱ-B-3の現状＞

短大生調査、学生満足度調査、卒業生調査、卒業生就職先調査、資格取得率、卒業率、就職率、GPA 分布、卒業研究ルーブリックなどを活用している。短大生調査・学生満足度調査・卒業生調査・卒業生就職先調査は単年度結果分析だけでなく、必ず3年間の経年比較分析を実施し、運営協議会を経て全教職員に共有している。

各種調査の量的・質的データは運営協議会における分析を経て全教職員へ共有するだけでなく、外部委員からの助言評価を受けている。

＜区分 基準Ⅱ-B-4の現状＞

単位取得実績、学位取得状況・資格取得等実績、就職率などは経年比較を本学ホームページに掲載し、広く公開している。加えて、学生満足度調査・卒業生調査・卒業生就職先調査などの調査結果は本学ホームページに公開している。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題＞

ディプロマ・サプリメント掲載の卒業研究ルーブリック評価における教員評価と学生自己評価の乖離がみられる点は、多くの学生が自身の力を低く評価する傾向があることに起因しており、大学改革助言・評価委員会においても外部委員会から対策検討の助言があったところである。ルーブリックを正確に理解し、自身が達成できた範囲を正しく認識し、自身の学修成果として自ら発表できるよう組織的な取組を導入したい。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項＞

ディプロマ・サプリメントの内容は、外部評価委員・企業人事担当者からも高く評価されている。また、このディプロマ・サプリメント導入と課題解決取組状況については、埼玉県私立短期大学協会「令和4年度IRの普及・活用に向けた合同研修会」にて発表し、本学の取組を参考にディプロマ・サプリメント導入したという短期大学もあり、県内の高等教育の充実にも一層寄与したい。

〔テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜〕

＜根拠資料＞

令和7年度学生募集要項、学校法人国際学院令和6年度組織表、入学試験管理委員会規程、入学者選抜実施要項、入学者選抜実施体制

＜区分 基準Ⅱ-C-1の現状＞

入学者選抜における評価は出願書類、学力試験（小論文、課題作文含む）、面接により行っており、どの区分においても面接を必須としている。面接の中で学科・専攻課程の専門性に照らし入学を期待する人物像に合致するかの確認を行っていることから、入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応しているといえる。「入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）」は、大学全体として以下のとおり示している。

1. 本学の建学の精神、教育方針に共感し、継続的に努力することのできる人
2. 専門職業人（プロフェッショナル）並びに良き社会人として社会に貢献したい人
3. 自らの人格を高め、国際社会の中で尊敬される「人」に成長できる人

なお、各入学者選抜の評価の観点にも入学者受入の方針との整合を判断する旨を記述し、受験者にも「入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）」への意識を促している。（令和7年度学生募集要項）

入学者選抜の方法は総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、社会人選抜を設け、学生募集要項に選抜区分ごとの選抜方法に評価項目・配点割合・評価の観点を明記し、公表している。また、各選抜の配点において総合型選抜は面談、学校推薦型選抜は高等学校からの書類、一般選抜は学力試験を高く設定し、入学者の多様性を確保する観点に基づいた選抜方法となっている。（令和7年度学生募集要項）

本学は専門職学科を設置していない。

入学試験管理委員会規程を整備している。また、入学者選抜実施毎に実施要項を作成して説明会を実施し、共通理解のもと入学者選抜を実施している。（入学試験管理委員会規程、各入学者選抜実施要項）

前述の入学試験管理委員会規程において、委員は(1)学長(2)副学長(3)専攻科長(4)幼児保育学科長(5)健康栄養学科長(6)事務局長(7)学生部長(8)教務部長(9)入試部長(10)学長が必要と認めた者で組織し、学長がその長となる旨を定めている。また、入学者選抜実施要項と併せて実施体制（組織図）も作成している。そして、学長を入学者選抜の総責任者とし、試験運営においてはアドミッション・オフィス長が責任者となるなど、組織的に実施している。また、入学者選抜実施日は実施本部を設け、実施本部には学長、副学長等が待機し、不測の事態があった際、適切な判断を下せる体制を整えている。（入学試験管理委員会規程、入学者選抜実施体制）

アドミッション・オフィスは、教授職の教員がオフィス長を務め、その他、専任職員 1 名、兼任職員 2 名で構成している。（学校法人国際学院 令和 6 年度 組織表 11 月 6 日現在）

<区分基準Ⅱ-C-2 の現状>

基準ⅡC-1 に記述した大学全体としての「入学者受入の方針」の他、各学科専攻別に高等学校での一定水準の学力を身につけることを明示している。幼児保育学科では、「現代の国語」と「言語文化」を、健康栄養学科では、「化学基礎」と「生物基礎」を特に重要な科目として挙げている。（令和 7 年度学生募集要項）

学生募集要項に学科別、選抜方法別の募集人員を明記している。（令和 7 年度学生募集要項）なお、令和 8 年度入学者選抜においては若干名の記載をなくすことで調整中である。

また、入学に必要な経費については、学生募集要項に記載し、ホームページでも学生募集要項の全頁を掲載し、公表している。（令和 7 年度学生募集要項）

高校生や保護者からの受験に対する問い合わせ等については、アドミッション・オフィスが窓口となり、予約制の学内個別見学、電話、メールなど受験生の希望に合わせた対応をしている。なお、遠方の方などを対象に Zoom を使用したオンライン相談も受け付けている。（ホームページ受験生応援ページ）

<テーマ基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題>

限られた時間で学力の 3 要素を図ることは容易ではなく、特に「主体性を持ち他者と協働して学ぶ態度」を入学者選抜で見極めるのは難しい。また、入学試験管理委員会規程の最後の改定から 10 年以上が経過しているため、現状にあわせた内容に見直すことが必要である。

<テーマ基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項>

令和 8 年度入学者選抜に向け、児童養護施設入所者などを対象とした選抜区分を設けるなど、多様な学生の受け入れに向けて選抜区分の充実を図った。

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

＜根拠資料＞

2023 年度学生便覧、2024 年度履修の手引き、シラバス、2023 学生募集要項、オリエンテーションのしおり、令和 6 年度単位取得状況一覧、令和 6 年度卒業生進路状況、令和 6 年度学生満足度アンケート集計結果、就職先企業・園に対する卒業生アンケート結果、令和 6 年度 GPA 分布図、授業アンケート集計結果、成績調査制度導入について、資格取得状況(R6)、「キャリアノートブック 2023」、「キャリアノートブック 2024」、委員会等議事録、プレカレッジシラバス、学生と大学との意見交換会について

＜区分 基準Ⅱ-D-1 の現状＞

入学手続き者に対し入学後にスムーズに大学生活に入れるよう、入学までに授業や学生生活についての情報を提供しているほか、「入学予定者対象プレカレッジ」として複数回の講座を実施している。入学者選抜合格者には事前に「入学予定者対象 プレカレッジの時間割」を配布し、出席予定日を通知している。また、プレカレッジ初日には次回以降の事前準備等の内容も記載されたシラバスを配布して、見通しを持って参加できるようにしている。令和 5 年度においては、多くの高等学校が家庭研修（3 年生）に入る 2 月から計 4 回対面（遠方の入学予定者はオンライン参加可）で実施し、健康栄養学科については調理服の採寸もプレカレッジ実施日に合わせて行った。入学前に交友関係を構築し、大学生活へスムーズに入ることができるようなグループワークの講座も用意するなど学びの準備をするためだけではなく、安心してキャンパスライフをスタートするための取組になっている。また、前年度の課題の改善に向け、学院による高大連携会議にて高校教員の意向を聴取し、より高校生にとってわかりやすく入学後の学習につながる内容へと改善を図った。なお、入学前教育のプレプログラムとして希望者を対象としたピアノ個人レッスンを 9 月から音楽室やピアノ個室で実施し、希望によりオンラインによる対応も受け付けた。また、3 月末にプレオリエンテーションと称し、オリエンテーションを始めている。（プレカレッジシラバス、オリエンテーションのしおり）。

学科・専攻課程の学修成果の獲得に向けて、学習の動機づけに焦点を合わせ、充実した学生生活を送ることができるように、年度当初にオリエンテーションを実施している。本学のオリエンテーションは、学年ごとに明確な目標を定め、さらにこの目標を達成できるように各プログラムの目標を示している（オリエンテーションのしおり）。

学生生活については、「学校生活紹介」等のプログラムを設け、学習のみならず充実した学生生活を送れるよう配慮している。また、新入生に対する学習の方法についてのガイダンスは、教務部長から「勉学の取組について」の説明があり、学科・専攻課程の専門性に基づき「学科別研修」において行っている。科目の選択については、学務課教務担当による「履修に関する指導」、さらに担任による説明を「クラス別研修（履修に関する指導）」において行っている。また、2 年生としての学生生活の目標を定めるために、「卒業年次の心構え」等のプログラムを実施している。

学習の動機付けに焦点を合わせることを目的とし、令和 6 年度入学生を対象としたプレカレッジ（入学前教育）において、取得資格と教育課程について説明を行った。さらに、プレカレッジ（入学前教育）の後に実施される入学時のオリエンテーションにおいて、担任教員による学習方法の指導や、学務課職員による履修の手引き等を用いた科目の選択単位の取得方法や卒業要件、免許・資格取得要件について説明している。

学科・専攻課程の学修成果の獲得に向けて、充実した学生生活を送るための必要事項を掲載した「2024 年度学生便覧」、開講する科目の授業計画等の概要を掲載した「2024 年度履修の手引き」等の学習修支援のための資料を発行し、この他ホームページには、各学科・専攻・学年・開講期別のシラバス」「図書館利用案内」、「健康管理」、「ハラスメント」等、学生生活に必要な情報を掲載している。（学生便覧）

学務課教務担当の職員はオリエンテーション期間に履修についての説明を行うとともに各開講期を中心に履修に対する個別の相談にも応じている。1 年次前期の定期試験前には、定期試験に関する注意事項等についての説明会も実施している。また、各クラスの担任は履修及び卒業に至る指導・支援に携わっている。

平成 26 年度より教職員ポータルサイトに科目担当教員が学生の出欠情報を入力し、これを教務システムが毎朝 8 時に「授業欠課の通知」及び「受験資格喪失の通知」として各担任・指導教員等に自動送信し、欠課時数の多い学生の指導に活用している。学生にはメールアドレスの登録を促し、連絡事項等を学務課教務担当から送信している。欠課時数の多い学生に「授業欠課の通知」及び「受験資格喪失の通知」として送信され、自ら日々確認することができる。担任・指導教員は、これらのシステムを有効活用して、学习上・学生生活上の悩み等を抱える学生や多様化する学生への声かけ、早期に適切な支援・指導を行う体制を整えている。また、令和 6 年度から本格的に実施した授業中間理解度把握のアンケートにおいて学修の到達度や授業に対する悩みなどを授業が完結する前に各科目担当が把握し、授業中にフィードバックする体制を整えている。（授業中間理解度把握）

学科・専攻課程の学修成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対しては、補習授業等を行っている。

幼児保育学科では、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状の取得を大きな目標としている。1 年次、2 年次に実施される保育実習、教育実習の参加に向けては、各実習指導等の欠席者に対して、必ず補講を行い、実習が有意義となるよう支援している。さらに、「保育実習指導Ⅰ（保育所）」、「保育実習指導Ⅰ（施設）」、「教育実習指導Ⅰ」等の授業内では、「実習前試験」を実施し、実習に必要な水準に達したかどうかを判断している。基準に満たない学生に関しては、必要に応じて補習を行い、再試験を実施し、実習に参加できるよう学修成果の獲得に向けて支援体制を整えている（実習前試験関連資料）。

また、入学時点におけるピアノの経験が不足している学生がみられるようになったため、入学前にピアノレッスンを実施すると共に、進度に心配のある学生に対しては、補習等の個人レッスンも行っている。

健康栄養学科では、毎年 1 年生全員を対象に入学後すぐ濃度計算等のテストを行っている。令和 6 年度はオリエンテーションの 3 日目の 4 月 5 日に基礎学力テストを行

った。また、4月25日（月）、4月26日（火）、5月10日（火）、5月16日（月）、5月17日（火）の5日間、1年生の希望者を対象に「化学基礎」「生物基礎」「計算演習」の3科目の「リメディアル授業」を行った。さらに、2年次には、「校外実習」の授業において、「実習前試験」を実施し、実習に必要な水準に達したかどうかを判断している。基準に満たない学生に対しては、必要に応じて補習を行い、再試験を実施し、実習参加に要する学修成果の獲得に向けて支援している。（実習前試験関連資料）

栄養士としての資質向上を図ると共に、養成施設の教育に対する認識の強化を目的とする栄養士実力認定試験及びフードスペシャリスト資格認定試験の対策講座を実施している。また、調理技術のスキルアップを目的として実技試験を実施するなどの対策を講じている。令和3年度より調理実習の授業において、ipadを使用し各実習台で教員の手元を写した映像を見られるようにした。

調理製菓専攻においても、技術考査のための学習支援及び、10回の模擬試験を実施し、調理師免許取得のための必修科目の基礎学力の向上を図った。その結果、令和6年度は、12名中12名合格することができた。また、令和4年度から新たに選択科目として取り入れた調理総合演習では、調理技術及び知識の修得と定着に努めている。調理製菓専攻2年生全員が履修しており、全国調理師養成施設協会が認定する全調協実技検定グレード2を12名が取得することができた。

学生生活等で悩みのある学生に対しては、クラス担任が、医務室及び学務課学生支援担当職員と協力し、適切な支援を行う一方、学生相談室を2号館に設置し、カウンセラーによる学生相談を定期的に行える体制を整備している。また、各授業科目を担当する教員は学生対応が可能な時間を予めオフィスアワーとして設定し、「学生ポータルサイト」に掲載するほか、常勤の教員は、研究室に所在表を掲示し、学生の学習上・学生生活上の悩み等を早期に発見・対応するための取組に努めている。

進度の速い学生や優秀学生に対しては、入学前の学習状況を含め、学習上の配慮を行っている。幼児保育学科における「保育のピアノ基礎Ⅰ」、「保育のピアノ基礎Ⅱ」、「保育のピアノ応用Ⅰ」、「保育のピアノ応用Ⅱ」のピアノの学習において、入学時のピアノスキル及び学生個人の学習進度に応じたプログラムを用意し、指導を行っている。

通信による教育を行う学科・専攻課程は設置していない。

図書館に専門的職員を配置している。学生の学習向上のための支援を目的に、卒業論文の執筆に取り組む科目である「卒業研究ゼミ」の授業担当者および履修学生を対象とした「卒業研究ゼミのための図書館ガイダンス」を実施している。令和6年度における図書館利用状況は（括弧内の数値は令和5年度比）、4月1,017人（116.1%）、5月1,026人（同108.0%）、6月1,250人（123.3%）、7月1,534名（150.8%）、8月328人（139.6%）、9月474人（93.5%）、10月1,218人（119.1%）、11月920人（104.8%）、12月823人（112.0%）、1月889人（113.7%）、2月281人（76.8%）、3月401人（109.3%）、であった。（令和6年度 図書館利用状況）

そして、シラバスの参考図書に記載のある図書は毎年蔵書があるか照らし合わせ図書館が購入し参考図書コーナーとして学生の学修の利便性を高めている。また、絵本コーナーを学生が利用しやすい配置にし、対象年齢が分かりやすいようシールで色分けするなど、幼児保育学科の学生が実習準備に役立てやすい工夫を行なっている。

平成 14 年度入学生以降、入学を希望する学科・専攻課程の学修成果の獲得に向けた留学生は在学していない。

学習成果の獲得状況の量的・質的把握については、学修成果を評価・検証するための評価指標（三つの方針を反映した内容）に基づき、学科・専攻課程の学修状況（修得単位数、資格取得状況、GPA、退学率、学生アンケート結果等）を参考に、各学科・専攻における学習支援方法について点検を行っている。また、卒業認定・学位授与の方針に掲げる能力の獲得状況を把握することと、その能力獲得の指標にすべく、卒業認定・学位授与の方針のルーブリック表の作成を FD・SD において実施した。（ディプロマポリシールーブリック表）

＜区分 基準Ⅱ-D-2 の現状＞

学生の生活を支援するための教職員組織としては、本学運営規則第 18 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、学生委員会を設置している（国際学院埼玉短期大学学則）・（学生委員会規程）。本委員会は、学生の学内外における学生指導・厚生等について、全学的に連絡協議することを目的として、学長の任命する委員長（学生部長をもって充てる）をはじめとし、各学科からの教員と事務職員で構成している。（委員会一覧）。

学生委員会の下に、専門部会として、体育大会部会、オリエンテーション部会、五峯祭（大学祭）部会を設置している。各部会の庶務担当には、学務課学生支援担当が当たっている。令和 6 年度は学生委員会を 11 回開催した。協議内容は、主に学生への支援・指導に関する事項である。本学では、学生に対してきめ細かな支援・指導を行うためにクラス担任制をとり（専攻科については指導教員）、各クラスの担任教員が中心となり全教職員が協働して学生の支援・指導に当たっている（委員会議事録）。

学生支援センターは、学生生活に係る教務担当・学生支援担当がワンフロアで事務を行っている。学生支援センターの設置目的は、学生支援サービスの向上と学生の利便性を図るもので、5 階フロアを中心に学生支援サービスをワンストップで行う窓口等を設置している。教職協働によるきめ細かな学生支援や学生の自主的活動の支援などを展開している。

学生の安全対策として台風をはじめとする悪天候や交通機関の乱れによる授業実施に関する緊急時の対応には「暴風雨警報等発令時及び交通機関の運休・遅延による授業等の取扱いに関する規則」を策定し、学内掲示や各クラス掲示等をしたり、学生便覧に掲載したりするなどして周知している。

大規模地震を対象とした「災害時対応マニュアル」を作成し、全学生に配布している。このマニュアルは常時携帯できるサイズにし、地震発生時の避難法、安否の連絡法、帰宅の判断、消火器や AED（自動体外式除細動器）の使い方等を記載している。また、平成 29 年度から学校生活における学生への周知や注意喚起、個人的な連絡などを、ポータルサイトを利用して行っている。（災害時対応マニュアル）

学生が主体的に参画して取り組む活動は、学友会の下にクラス委員等の各種委員及び活動があり、それぞれに指導顧問が付いて、例年 4 月に企画立案した年間計画に基づき活動している。令和 6 年度は 7 団体が活動を行った。

クラブ活動以外においても学生が主体的に参画する活動を支援している。主に学友会がそれを担い、学生支援担当が支援する体制としている。令和 6 年度の学友会での活動は継続的に行うことが可能なエコキャップ運動、使用済み切手の回収や五峯祭（大学祭）での展示発表を行った。この他七夕、ハロウィン、クリスマスなどの季節行事の特別イベントや、ポッチャ大会、学友会企画ランチを実施した。また、令和 6 年 1 月の能登半島地震により被災された地域への支援として学友会長を中心に募金活動や、調理製菓専攻の学生による募金形式の学食提供を実施し、日本赤十字社を通じ寄付をした。

学生の大学環境美化推進委員会を中心に、学生による学内清掃及び大学周辺の清掃を定期的実施している。

学校行事では、体育大会や五峯祭等があり、行事の目的をもとにテーマを考え、各クラス・団体の学生委員が中心となって行動目標を立て、企画・立案から準備・実行・開催までを全学生が総力をあげて取り組んでいる。令和 6 年度の体育大会は上尾運動公園体育館を使用し、両学科合同で実施した。2 か所の給水場を設けるなど熱中症予防対策の徹底を図った。幼児保育学科の学生にとっては就職後の運動会に対する考え方の一助となった。

各行事の学生委員は、学長・学生部長をはじめとする教員と共に組織を編成し、委員会として組織的に活動できるよう配慮している。実施後には反省会を行い、次年度に向けて課題を見出し、改善に繋げている。また、こうした行事等で中心的な役割を果たした学生を、活動成果発表会等において表彰している。この活動成果発表会には教職員も出席している。さらに、全教職員に学校行事に関するアンケートを実施し、改善への取組を行っている。特に、本学の学院祭（五峯祭）は、授業で学んだ専門知識や技術等の学修成果を発表する場、地域貢献の場と位置づけている。また、学生が集中して取り組めるように、支援体制として教職員で構成する五峯祭部会、五峯祭担当者会議を組織し、役割ごとに教職員を配置し、学生の支援を行っている。これらの学生の活動については、逐次ホームページなどで紹介している。令和元年度より SDGs に関する取組を取り入れている。

学生のための施設として、3 号館内に学生食堂「埼玉の味いろどり亭」を設置している。学生の要望が多かった浄水給水機 1 台、給湯器や電子レンジを複数台設置し昼食を摂る場所として開放している。3 号館外に自動販売機のコーナーを 2 か所設けている。自動販売機については災害救援ベンダーの機能を有しており、災害発生時等停電が発生した場合でも、無停電電源装置（UPS）により、必要な電力を供給して無料で商品が供給できるよう備えている。災害への備えについては、災害備蓄品として、全学生分の携帯用防災支援セット、非常食、水を備蓄している。また、非常用としての寝袋、圧縮毛布、エア座布団、災害用トイレ、段ボール製組立て式ベッド、生理用品、携帯発電機、カセットコンロ、携帯ガスを備蓄している。

女子学生を対象とした学生寮「葵（あおい）寮」を設置し、県外からの学生を受け入れてきたが、入寮希望者の減少、施設の維持管理等により、令和 4 年度から受け入れを中止した。遠方からの学生の支援に対して、学生寮や学生マンションを運営する企業 3 社と提携を結び学生サポート体制を補填した。

本学は、大宮駅（JR 新幹線、京浜東北線、埼京線、川越線、宇都宮線、高崎線、東武鉄道野田線、埼玉新都市交通伊奈線ニューシャトル、各路線バス発着ターミナル）から徒歩で 10 分、JR さいたま新都心駅から徒歩で 15 分の場所に位置しており、交通の利便性が高いことから、通学バスの運行や、駐車場の設置は行っていない。自転車での通学者に対しては、専用の駐輪場を 3 カ所設けている。自転車通学は申請・許可制とし、学生個々の利用経路及び任意保険加入の有無を把握して、許可者にはステッカーを発行し管理している。また、学生の通学時の事故防止を目的として、交通安全についての掲示板等を用いて啓発を行っている（自転車通学・防犯登録等届出書）。

学生への経済的支援のために、入学金や授業料の減免・給付を行う各種の制度を整備している。

学業成績、人物共に優れ、他の模範となる学生に対し、授業料の減免・給付を行う国際学院埼玉短期大学特待生・奨学生制度を備えている（学生募集要項、学生便覧）。新入生に対しては、入学前に特待生・奨学生・社会人奨学生選考試験を実施し、対象者を採用・選考したうえで、1 年次の授業料を減免・給付をしている。また、2 年次の学生に対しては 1 年次の成績等に基づき特待生・奨学生の選考を行っている。なお、令和 6 年度は、特待生（授業料全額減免）2 名、奨学生（授業料半額給付）5 名を選出した（委員会議事録）。（国際学院埼玉短期大学特待生規程、国際学院埼玉短期大学奨学生制度に関する規程）また、本学と提携する金融機関との間で教育ローンを契約した場合に、在学中の利子を補給する大野誠修学支援事業、実用英語技能検定（2 級以上）や保育技術検定（1 級）、食物調理技術検定（1 級）、日本漢字能力検定（2 級以上）、情報処理技能検定（1 級以上）、調理師免許の入学時点での有資格者を対象とした資格特待生制度を設け、入学前の学修についても奨励している。（国際学院埼玉短期大学資格特待生制度に関する規程）

次年度の令和 7 年度からの支援体制となるが、今年度は令和 7 年度入学希望者を対象に予約型の「大野誠奨励資金奨学生制度」を設け、幼児保育学科 5 名、健康栄養学科食物栄養専攻 7 名、健康栄養学科調理製菓専攻 1 名、計 13 名の受験生を予約奨学生とした。さらに、同法人の国際学院高等学校からの入学者を対象（入学者選拔出願時の全体の学習成績の状況による）とした「大野誠奨励資金奨学生（国際学院高等学校入学者対象）」も設置し、専門資格を生かして社会に貢献する意欲が高くかつ経済的援助が必要な学生について支援を行う体制の充実を図った。（大野誠奨励資金奨学生（予約）規程、大野誠奨励資金奨学生（国際学院高等学校入学者対象）規程）

学外の制度として、日本学生支援機構の奨学金制度を利用している。利用希望者のために、学生支援担当が申込み方法等についての説明会を行い、各種手続の支援を行っている。令和 6 年度に日本学生支援機構から奨学金を給付・貸与された学生は延べ 50 名であり、内訳は給付型 11 名、第一種（無利子貸与）17 名、第二種（有利子貸与）22 名であった（令和 6 年度日本学生支援機構奨学生名簿）。また、令和 2 年度より高等教育の修学支援新制度の施行開始により、給付型を利用する学生は授業料等減免の対象となっている。

このほかに教育訓練給付制度、保育士修学資金貸付制度、保育士養成学科最終学年に在籍する学生 1 名を対象とした一般社団法人生命保険協会保育士養成給付型奨学金

制度、金融機関との提携教育ローンの紹介を行っている。なお、令和 6 年度は保育士修学資金貸付制度については、各県市社会福祉協議会から貸付を受けている学生は延べ 13 名であり、令和 6 年 4 月より新規貸付を受けている学生数は、埼玉県 5 名、さいたま市 1 名である。一般社団法人生命保険協会保育士養成給付型奨学金制度については 1 名給付を受けている。（委員会議事録）

学生の健康管理とメンタルヘルスケア及びカウンセリングについては、医務室と学生相談室を設け、体制を整えている（メンタルヘルスケア・リーフレット）。医務室は本館 1 階にあり、学校医 2 名と看護師 2 名が対応している。学生相談室は別館（2 号館 1 階）にあり、勉学上や学生生活の悩み等についてカウンセラーが相談にあたっている。4 月に全学生を対象とした定期健康診断を実施している。その結果と健康状況質問票を基に、学校医が診察を行い、必要に応じて医療機関での精密検査を勧めている。学校医の診察結果を基に、既往歴や現在罹っている疾病のある学生については、必要に応じて主治医の診断書提出を得て、学生生活、実習、海外・国内研修時の健康管理を行っている（学生便覧）。日常的には看護師が健康面の相談や体調不良を訴える学生に対応し、学校医の指示の下に処置を行い、必要な場合には医療機関への受診勧奨や受診の支援を本学近隣の各専門科医療機関の診察日・受付時間を記載した一覧を基に実施している。また、学校で予防すべき感染症罹患時及びその疑いがある場合には、速やかに担任に連絡し、指示することで感染拡大の予防をしている。感染症流行時は、掲示物などにより啓発、注意を促し、ウイルス性胃腸炎の流行時は汚物などの処理・消毒セットを医務室に備えている。全ての教職員は、AED（自動体外式除細動器）の利用について繰り返し研修を受け、緊急時に備えている。また、学科の性格上、学生も全ての学科・専攻課程において AED の使い方の指導を受け、実践的な活用能力を身につけさせている。メンタルヘルスケアについては、学生相談室でカウンセラーによる相談を行い、看護師とカウンセラーの連携による継続的なケアを行う中で、専門医による診療が必要な場合は、病院につなげている。また、リーフレットを作成し早期の相談を促している。

感染症感染拡大防止のため、教室等にはサーキュレーターや扇風機を活用するなど施設内の換気を徹底している。

学生からの学生生活についての意見や要望については、クラス担任や科目担当教員のオフィスアワーを通して、広く学生からの意見や要望を聞き取るための配慮をしている。授業や学生生活の中で不安や問題を抱えている学生は、学科長を中心に、担任、教員、事務職員全体で指導・支援を行っている。また、全学生を対象に学生満足度アンケート調査を毎年度末に実施している。令和 6 年度は、教育研究に係る諸活動や学修成果の獲得状況、大学運営等に関する自己点検、大学の教育活動への学生の参画の促進を目的に学生との意見交換会（教育研究活動等に係る学生と大学との意見交換会）を実施した。意見交換会は、大学側から学長、副学長、事務局長、学科長が参加し、学生からは幼児保育学科から 1 年生 1 名、2 年生 2 名、健康栄養学科から 1 年生 1 名、2 年生 2 名、計 6 名の代表を選出し、実施した。限られた時間ではあったが双方にとって有意義な時間となり、今後定期的に実施し学生の学修環境の改善に生かしていくこととした。なお、意見交換会の内容は学生ポータルサイトに掲載し全学生が双方の意

見を知ることができた。また、学生との意見交換会における要望事項への対応は改善の担当部署を割り当て、進捗状況を運営協議会に報告するなど全学的な改善に役立っている。令和 6 年度は、構内外灯増設及び調理実習室内に設置してある不要な備品等の撤去を行い施設設備の充実と利便性向上を図った。そして、直接要望を伝えることが苦手な学生への配慮としてオンライン目安箱として意見を寄せる方法も用意した。

（学生と大学との意見交換会についてのまとめ）

令和 6 年度において留学生は在籍していない。

社会人学生の受け入れについては、入学試験の区分に「社会人選抜」を設けて、社会人が受験しやすい環境を整えている。令和 6 年度は、健康栄養学科食物栄養専攻において 1 名社会人選抜で受験している。また、社会人の学びの促進と求職者の支援による地域社会への貢献を目的に、令和 6 年度は公共職業訓練（委託訓練）の受け入れを行い、幼児保育学科（保育士）に 5 名、健康栄養学科食物栄養専攻（栄養士）に 14 名、健康栄養学科調理製菓専攻（調理師）に 2 名の計 21 名が委託訓練生として入学している。令和 7 年度においても同様に公共職業訓練の受け入れを行う予定としている。社会人学生のもつ高い目的意識と、社会人としての経験を活かした学習態度は、高校を卒業してすぐに入学した学生の模範となっている。また、教育訓練給付金制度に保育士・栄養士・調理師養成の各課程が指定されるなど、就業経験を持つ社会人の経済的支援を行う体制を整えている。なお、委託訓練生に対しては、担当の教員を配置し、学生生活の支援及びキャリアカンセリング等を 1 か月に 1 回程度実施している。

障がい者への対応については、平成 29 年度に既存のバリアフリー仕様のエレベーターに引き続き、車椅子対応トイレや正面玄関の車椅子用昇降機の設置など、バリアフリー化のための改修工事を実施し、改善を図った。玄関入り口の段差は持ち運び式のスロープで対応している。

長期履修生に関する制度等は整備していない。

学生の社会的活動への参加については、学科・専攻課程ごとの専門性を生かして、積極的に社会に貢献できるよう、学生支援担当を中心に案内を掲示し参加者を募っている。令和 6 年度は SDGs を取り入れ、より持続可能な社会を目指す取組を行った。

これまでの地元さいたま市との関係を深めるべく、クラブ活動である調理学研究部は、さいたま市農業祭に参加し、苗付けから栽培したさつまいも「紅赤」を利用した製菓を販売した。

令和 6 年度は卒業研究ゼミの学びの充実と地域社会への貢献の観点から学外活動の促進を図り、「第 13 回学生政策提案フォーラムinさいたま（RaiBoC Hall（さいたま市民会館おおみや）7 階小ホール）」において幼児保育学科のゼミが「Creative Recycle Center クリエイティブ・リサイクルセンター 一つくる喜び、新たな価値の創出」をテーマに発表し最優秀賞を受賞した。

また、図書館イベントである「図書館と県民のつどい埼玉」として、SALA（埼玉県大学・短期大学図書館協議会）加盟館の所蔵資料展示会に学生図書委員が初参加し、「本当に役に立った！私たちの 1 冊」をテーマに発表した。

＜区分 基準Ⅱ-D-3 の現状＞

就職支援のための教職員の組織として、本学運営規則第18条の規定に基づき、キャリア委員会を設置している（キャリア委員会規程）。本委員会は学生のキャリア形成及び就職・進学の実支援について、全学的に連絡・協議することを目的として、委員長他4名の教員に加え、職員1名、庶務担当として学務課学生支援担当職員が業務にあたっている。令和6年度の委員会は、計9回開催し、内定状況の確認を行う中で就職支援の充実に向けた具体的な取組について協議した。

特に、就職支援についてはクラス担任や学生支援担当に加えて、ハローワークのジョブサポーターを招聘し、個別相談や一般職の求人情報提供等の業務を委託している。また、キャリア教育において就職支援業者の担当者からの講座を実施するなど、内容の充実を図っている。2年次の4月に学生が提出する就職希望調査票を基に、学生支援担当とクラス担任・指導教員が連携し、学生一人ひとりの適性を見ながら、個々の希望に沿った求人情報の提供を行っている。（シラバス）

学科・専攻ごとの求人票ファイル作成、各幼稚園・保育所・企業別での卒業生の受験報告書の閲覧、各種就職に関する情報検索用のパソコンを整備し、学生が主体的に就職情報を収集できるよう支援体制を整えている。また、オンライン説明会やオンライン面接用に個室の利用受付を行っている。

資格取得に関する支援として、幼児保育学科においては「保育士資格」、「幼稚園教諭二種免許状」の他に、「保健児童ソーシャルワーカー」、「おもちゃインストラクター」、健康栄養学科食物栄養専攻においては「栄養士免許証」、「栄養教諭二種免許状」の他に「フードスペシャリスト」、健康栄養学科調理製菓専攻においては「調理師免許証」の他に「3級レストランサービス技能士」、「フードスペシャリスト」を取得できるように講座を開設している。その他、本学の認定資格である「国際学院埼玉短期大学認定食育士」、「介護食士3級」を取得できる講座も開設している（介護食士3級募集要項）。また、調理師養成教育の質保証として、全調協実技検定グレード取得のための支援も行っている。

就職試験の対策・支援として、各学科とも授業科目「キャリア教育Ⅰ・Ⅱ」の中で、1年次より面接や就職活動全般に関する講義、卒業生によるキャリアガイダンス、企業（園）の担当者から就職後必要となる能力に関する講座等、学生が就職活動を経て、社会で必要な情報やスキルが修得できるように取り組んでいる。これに加え、必要に応じて個別の面接指導をクラス担任、卒業研究ゼミ担当教員、及び学生支援担当職員が協働して実施し、キャリアコンサルティングを充実させ就職率の向上に努めている。また、実技試験対策（幼児保育学科はピアノ、健康栄養学科は調理）の相談があった場合には、実技系担当教員が個別に対応している。

令和6年度の幼児保育学科における学生の就職先の業種別構成は、公務員1.6%、幼稚園15.6%、保育所45.3%、認定こども園17.2%、施設等6.3%、一般企業6.3%となっており、職種別構成については幼稚園教諭二種免許状・保育士資格を生かした専門職に85.9%、その他一般企業9.4%であった（令和6年度就職状況）（就職率）。

健康栄養学科食物栄養専攻における学生の業種別構成は、企業（給食）31.3%、食品会社3.0%、施設・保育所26.9%、病院4.5%、ホテル・レストラン等3.0%、一般企

業 17.9%となっており、職種別構成については、栄養士免許証等を生かした専門職に 68.7%、その他一般企業に 22.4%であった（令和 6 年度就職状況）（就職率）。健康栄養学科調理製菓専攻における学生の業種別構成は、ホテル・レストラン関係 53.3%、食品・給食 40.0%、施設・保育所 0%、職種別構成については、調理師免許証を生かした専門職が 93.3%であった（令和 6 年度就職状況）（就職率）。

学生への就職支援の一環として、保護者に対するキャリア説明会を両学科で実施し、学生が就職活動を行うにあたって家庭での支援の重要性について呼びかけを行っている。実施時期については、キャリア委員会で近年の卒業生の就職活動状況について検討し、早めに就職に対する意識づけをすることを目的としている。幼児保育学科においては、2 年生を対象として令和 6 年 6 月に、健康栄養学科においては、1 年生を対象として令和 7 年 2 月に実施した。また、健康栄養学科においては、就職活動前に就職実績のある企業の人事担当者を招き、学内で企業説明会を実施した。令和 6 年度は 2 年生を対象とした説明会を令和 6 年 5 月に 7 社、1 年生を対象とした説明会を令和 7 年 3 月に 6 社の企業の協力のもと実施した。

キャリア委員会では、委員会を定期的に開催し、求人状況、学生の内定率等をきめ細かく分析し、就職未内定者に対しては、就職が内定するまで、学生支援担当や教職員が一丸となり、個別指導を行い、就職活動が円滑に進むように支援している。（キャリア委員会議事録）。令和 6 年度においては、全学的なキャリア支援をさらに推し進めるべく、運営協議会においても学生の内定状況を報告し、課題の確認を行った。

令和 6 年度は、卒業後の就職支援として、令和 5 年度（令和 6 年 3 月卒業者）卒業生と令和 3 年度（令和 4 年 3 月卒業者）卒業生を対象にした就職先への調査を実施した。令和 6 年度においては回答左記の業務負担に鑑み、WEB からの回答方式にて実施した（健康栄養学科）。就業状況、就業先（配属先）、業務内容（業種並びに必要な資格等）の記載のほか、本人が身につけている能力や知識・技能水準について、卒業認定・学位授与の方針に応じた形式で質問を設定し、雇用者から回答を得た。今後の卒業後の支援も含め、学生の就職支援に活用していく（就職先企業・園に対する卒業生アンケート結果）。令和 3 年度（令和 4 年 3 月卒業者）卒業生を対象にした就職先への調査は卒業から 3 年後の就業状況等の調査として実施した。

学生の過去 3 年間における進学者数は、令和 4 年度は 3 名、令和 5 年度は 0 名、令和 6 年度は 2 名である。短期大学卒業後、専攻科へ進学する学生を対象に在学 2 年間の成績・人物が優れている者に対し、特待生制度を設けて支援を行っている。また、他大学進学については、指定校推薦編入学と一般推薦編入学に関する募集要項ファイルをそれぞれ学生閲覧用に作成し、情報提供を行っている。留学支援については、担任や学科長が個別に相談にあたっている。

<テーマ基準Ⅱ-D 学生支援の課題>

就職（キャリア）支援に課題があるとする。一般財団法人日本経済団体連合会の就活ルール（広報活動の解禁は 3 月 1 日、選考活動の開始は 6 月 1 日、内定出しは 10 月 1 日）が廃止され、食品関連企業の採用活動は早期実施が増えてきている。その中、短期大学生の就職活動は、4 年制大学に比べて期間が短く入学年度には就職活動が始ま

り、早めの情報収集と効率的なスケジュール管理、そして自己分析をしっかりと行うことが必要になってきている。その中、学生の就職活動への意識をいかに高めるかが課題と考える。

＜テーマ基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項＞

令和 7 年度入学希望者を対象に予約型の大野誠奨励資金奨学生制度と、同法人の国際学院高等学校からの入学者を対象とした大野誠奨励資金奨学生を設置し、学費面での支援体制の充実を図った。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

選択科目とした「海外研修」における学修確保であるが、令和 2 年に新型コロナウイルス感染症の影響を受け、実施を見送る年度が続いたのち、国内研修として再開し、令和 6 年度にはついにオーストラリアへの研修が再開された。海外研修につながる科目である日本文化と国際理解の中でも多くの知見が得られる機会である海外研修の意義を学生に伝えていく。

令和 3 年度入学者選抜から A0 入試が総合型選抜となり、エントリー方式をやめ、9 月の出願時に調査書、自己紹介シートを提出する方式に変更した。入試方法の見直しに合わせ、評価基準も見直しを図り、5 段階評価から点数による評価に変更した。自己紹介シートについても入学者受入の方針との整合を確認しやすい内容にした。総合型選抜の合格発表時期が 11 月となったことで、A0 入試時の早期合格がなくなり、学校推薦型選抜（指定校）（旧指定校推薦入試）が受験の主となったととらえている。

クラブ活動については、クラブ活動取扱規則における「運営経費」に関する申し合わせを令和 3 年 2 月 10 日に制定し、活性化を図った。また、学生満足度アンケートの質問項目「やりがいがあり、達成感を感じたもの」においてもクラブ活動を選ぶ学生もあり、学校行事と並んで満足を感じている学生がいることも確認できている。

就職先へのアンケート調査の内容を参考にしたキャリア教育も実施するなど、学生の学修成果向上に努めている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学力の 3 要素の内「主体性を持ち他者と協働して学ぶ態度」は、学力試験はもとより、短時間での面接では判断が難しい要素であることから、高等学校時代の取組から判断することが妥当である。そのため入学者選抜における調査書の活用方法について「高等学校調査書審査専門委員」において検討を進めることが求められる。

就職支援の課題として挙げた点については、令和 6 年度から健康栄養学科を対象とした学内企業説明会を実施し、令和 7 年度に向けてはキャリア教育において卒業生による仕事のやりがいや就職活動の体験談やアドバイスなど、具体的な内容を伝える機会を増やしていく計画とするなど、学生の意識向上につなげていきたい。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

＜根拠資料＞

教員個人調書、教育研究業績書、非常勤教員一覧表、研究紀要（第 53 号～第 54 号）、専任教員の年齢構成表、専任教員の研究活動状況表、外部研究資金の獲得状況一覧表、校舎に関する図面、学校法人国際学院令和 6 年度組織表、規程集、国際学院埼玉短期大学ティーチング・アシスタントに関する規程、学校法人国際学院研究費補助金審査委員会規程、研究の利益相反に関する学内指針、日本学術振興会の研究倫理 e ラーニング「修了証書」綴、教育職員に係る研究日の取得等に関する運用方針、国際学会参加渡航費助成規程、FD・SD 委員会規程、令和 6 年度 FD・SD 計画表

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

短期大学及び学科・専攻課程の教員組織は、学校法人国際学院令和 6 年度組織表のとおり、幼児保育学科、健康栄養学科食物栄養専攻、健康栄養学科調理製菓専攻、専攻科に適切な人員を配置し、編制している。

幼児保育学科は、短期大学設置基準に定める 10 名の教員を配置し、教授は 3 割以上の 4 名となっている。健康栄養学科食物栄養専攻は、設置基準に定める 4 名を超える 6 名の教員を配置し、教授についても 3 名と 5 割にあたる。健康栄養学科調理製菓専攻では、設置基準に定める 4 名を超える 5 名の教員を配置し、教授についても 2 名と 3 割を超えており、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

また、実習や演習のために、幼児保育学科に副手、健康栄養学科に助手、副手を配置している。

学科・専攻課程の教育目的・目標を達成するために、「教育課程編成・実施の方針」に基づいて専任教員と非常勤教員を適切に配置している。非常勤講師については、教養科目担当として 6 名、専門科目担当として幼児保育学科及び健康栄養学科に 34 名を配置している。

教員の採用、昇任（専任）については、職員就業規則並びに教員選考規程、教員選考基準及び教員選考資格審査基準に基づき、教員選考委員会において審査を行い、その後、教授会で審議し、理事会の承認を得て、学長が実施している。教員の採用・昇任の審査は、教員選考資格審査基準により、学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等を可視化する中で、短期大学設置基準の教員の資格に照らし行っている。専任教員の職位は、短期大学設置基準の規定を充足している。

さらに、ティーチングポートフォリオを導入し、各専任教員が自らの教育研究活動を振り返り、改善や成果を記録する取り組みを始め、自身の授業の改善を図るとともに、教員評価の一助としている。また、専任教員については、本学ホームページに「各教員が保有する学位及び業績」として公開しているが、ティーチング・ポートフォリオについても公開を予定している。

非常勤講師の教員採用についても専任教員と同じ手順を経て採用している。

また、助教、助手、副手を指導補助者として配置するとともに、必要に応じて専攻科の学生を臨時職員として採用できるよう国際学院埼玉短期大学ティーチング・アシスタントに関する規程を設けている。

＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

専任教員の研究活動は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づき、自身の専門分野の知見を深める等の成果をあげている。

国内の学会において、延べ 6 名の教員が口頭発表、ポスター発表等を行い、成果をあげている。

科学研究費助成事業において、2 つの研究種目に各 1 名が応募し、内 1 名の専任教員が科学研究費助成事業「研究活動スタート支援」を獲得している。

専任教員の研究活動に関する規程としては、学校法人国際学院「研究費補助金」審査委員会規程、研究の利益相反に関する学内指針等を整備している。専任教員には研究室を配しており、研究及び学生指導のために適切に使用している。また、非常勤講師については、講師室を整備している。

研究倫理を遵守するための取組として、日本学術振興会の研究倫理 e ラーニング『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』の受講を全教員を対象に夏期休業中に実施している。受講後に発行される「修了証書」の提出率は 100%であった。

研究成果を発表する機会として研究紀要を毎年 Web にて発行している。令和 6 年度は、第 53 号（総説論文 1 件、資料論文 1 件、実践報告 2 件）、第 54 号（原著論文 1 件、資料論文 1 件、実践報告 3 件）を発行した。

専任教員の研究・研修を行う時間については、教育職員に係る研究日の取得等に関する運用方針を定め、確保している。

専任教員の海外派遣に関しては、国際学会参加渡航費助成規程を設け、国際学会発表等の支援を行うと共に、学生の海外研修（オーストラリア研修・カナダ研修、台湾研修）の引率に際して、教育提携しているシドニー大学、マッコーリー大学、バンクーバーアイランド大学と教育研究に関する情報交換等の機会を設け、幼児保育、健康栄養の各分野で理解の深化を図ってきた。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、海外研修の実施を令和元年から見送っており、令和 6 年についても実施を見送り、専任教員の海外派遣は行っていない。

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

教育研究活動に係る事務組織の責任体制は国際学院埼玉短期大学事務組織規程において明確に示すとともに、学校法人国際学院令和 6 年度組織表を教職員に配付し、周知している。事務職員は、事務を司る専門的な職能を有しており、採用に際しては、経歴や職能を評価して、適切な部門に配属している。

事務部門は、学校事務全般を取り扱っている。事務組織を整備し業務を行っている。

また、各種委員会を設け、教職協働の観点から教育職員を委員に配し、その活動内容に対応した部署の事務職員が庶務担当を務めると共に、委員会の「年間目標の達成と

進捗管理表」を年度初めに作成し、これに基づいて委員会活動の進捗管理等を行い、PDCA サイクルの中で常に業務の見直しや事務処理の改善に努力している。

学生に関する部署として学務課を設け、担当ごと業務にあたっている。教務担当は履修・試験・成績・免許及び資格に関する事項、諸届の受付に関する事項、成績・卒業見込・免許資格取得見込証明書、在学証明書発行等の業務の他、履修指導や授業の運営補助を担当している。また、授業で使用する教室・機器備品・消耗品等の管理を行っている。学生支援担当は、主に奨学金の手続きに関する事項や進路支援に関する事項、学校行事やクラブ活動に関する支援とボランティア活動及び各種委員会活動等の課外活動に関する事項、学生証・学割・通学証明書の発行、諸届の受付に関する事項等、学生が円滑に学校生活を送れるよう支援している。

図書館事務課は、図書の閲覧や貸出、レファレンス等を通じて学生の学修成果向上に向けた支援を行っている。特に、学生対応については、ワンストップサービスを心がけ、図書館司書が責任を持って最後まで対応することを実践し、学生の満足度向上に努めている。

医務室は、学生の日常的な健康管理及び定期健康診断等の業務を行うと共に、学生相談室を配置し、非常勤で勤務するスクールカウンセラーと連携してメンタルヘルスに対応している。令和 5 年に新型コロナウイルスの感染症法上の分類が 2 類から 5 類に移行されたが手指消毒用のアルコールについては管理し、必要に応じて使用している。

事務関係の諸規程として、事務組織規程、文書取扱規程を整備している。

事務の各部署の配置は、本館 1 階に総務課、会計課、医務室、地域連携センターがあり、本館 5 階には学生支援センターとして学務課教務担当並びに学務課学生支援担当を配置すると共に、アドミッション・オフィスを設置している。法人事務局の総務課、企画調整課並びに学長室事務課は 6 階に、図書館事務課及び学生相談室は図書館 1 階に配置し、事務職員には、一人 1 台のパソコンを割り当ててネットワークで結び、情報を共有しながら業務を進めている。また複合機やコピー機、高速プリンター等を配備している。

日常的には、始業時に事務職員による朝礼を実施し、業務の連絡調整を行い、各課・担当等の連携を図っている。また事務部の管理職が月に 1 回程度集まり、各課の課題や問題点を話し合う時間を設け、情報の共有化を図っている。

学生の成績記録をはじめ、学籍に関する記録については本学独自の規程は定めていないが学校教育法施行規則に基づき、適切に保管している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教育職員と事務職員が年度はじめに示される「学校法人国際学院 令和 6 年度組織表」と「国際学院埼玉短期大学 令和 6 年度委員会等一覧」によりで体系づけられ、開催された会議における審議や協議された事項の結果に基づき、教職協働の観点で進めていく。

本学において、教育研究活動等の決定機関は教授会であり、係る責任の所在は明確にしてある。

<区分 基準Ⅲ-A-5 の現状>

教職員の SD 活動についてはFD・SD 委員会規程を整備し、ニーズに合わせた研修内容を同委員会で計画し、全体 FD・SD の枠組みの中で実施している。令和 6 年度は、全体 FD・SD を 4 回、本学院内での高大連携による研修を 1 回開催した。

FD 活動に関しては、SD 同様、FD・SD 委員会規程を整備し、ニーズに合わせた研修内容を同委員会で計画し、令和 6 年度については 6 回開催し、指導補助者も FD・SD 委員会規程に基づき FD・SD に参加している。

No	区分	実施日	テーマ等	実施概要	講師等	参加率 (%)
1	全体	5/8	Higher Education for All ー全ての人々に高等教育をー	大学進学率が 50%を超え、高等教育のニーズが高まる今日、全学的な内部質保証体制の構築と教学マネジメントによる教育の質保証の確保に向け、教職協働について考える。	学長	100
2	FD SD	6/26	FD:本学の DP を日々の教育活動でその成果・効果を明らかにするか	本学の DP を意識し日々の教育活動の中で、その成果・効果を明らかにしていくにはどのように行っていくのか議論する。	グループワーク	93.1
			SD:3 つのポリシーと令和 7 年度学生募集について	3 つのポリシーのうち、特に DP を取り上げ、受験生や学生に分かりやすく説明できるようにし、入試・奨学金制度の説明と一問一答等を通して、事務職員全員がオープンキャンパス等において個別相談が担当できるようにする。	改革推進センター 次長 アドミッションオフィス 室長	100
3	FD SD	7/17	FD:Teams 等の ICT ツールの授業活用	Microsoft365 と Teams の活用	テーマ別による グループワーク	96.6
			SD:DP のループリックを策定してみる①	ループリックを策定することで本学の DP を確認・理解する。	改革推進センター 次長 グループワーク	100
4	全体	8/28	埼玉県私立短期大学 協会教職員研修会分 科会	講演とテーマ別研修 1. 学生募集 2. 入学前教育 3. 専門教育・実習教育 4. 学制生活支援 5. キャリア支援 6. 地域・中高大連携	文部科学省高等 教育局大学教 育・入試課 臨床心理士 グループワーク	56.3 (自由 参加)
5	全体	9/11	「令和 6 年度 自己 点検・評価報告書の 作成」について	第 4 評価期間の訪問調査を見据えた報告書作成に向け、共通理解を図る。	馬場 ALO 基準別グループ ワーク	91.7
6	高大 連携	9/25	食品ロスを減らそう	企業や行政の食品ロスに向けた取り組みを通して教育現場における食品ロスへの取組への一助とする。	埼玉県環境部資 源循環推進課	93.8
7	FD SD	10/23	FD:IR データから課題 を読み取り学生に フィードバックす る	授業アンケートに絞り、課題の明確化と解決方策の立案、実施に向けて議論し、学生へのフィードバックについて検討する。	グループワーク	96.6
			SD:DP のループリック を策定してみる②	ループリックの完成を目指す。	改革推進センター 次長	89.5

国際学院埼玉短期大学

No	区分	実施日	テーマ等	実施概要	講師等	参加率 (%)
					グループワーク	
8	F D S D	11/27	FD:IR データから課題を読み取り学生にフィードバックするⅡ	第7回の研修を踏まえ、早急に取り組む必要がある課題とその改善策及びフィードバックの方法を議論する。	グループワーク	96.6
			SD:五峯祭充実プラン	今年度開催された五峯祭（大学祭）の反省から次年度に向けて、改善点等を議論する。	改革推進センター次長 グループワーク	89.5
9	全体	12/18	合理的配慮を必要とする学生の支援	「障害者差別解消法に関する理解・啓発セミナー」の研修ビデオの視聴	日本学生支援機構	95.8
10	F D S D	1/24	FD:本学独自のリメディアル教育の実施に向け	学修成果確保のため、本学独自のリメディアル教育の実施に向け、各学科におけるニーズの現状把握や必要な分野、各学科における実施の方法や支援体制等について議論する。	グループワーク	96.6
			SD:認証評価について	令和8年度の認証評価申請に向け、短期大学基準協会における認証評価の仕組みを理解するとともに担当する基準の点検・評価を照らし併せる。	改革推進センター次長 グループワーク	94.7
11	F D S D	3/5	FD:作成したティーチングポートフォリオの成果と課題	各自のティーチングポートフォリオに基づく自己点検・自己評価から明らかになった課題や解決方法等について意見交換を行い、本学として必要なティーチングポートフォリオの観点は何か、議論する。	グループワーク	93.1
			SD:作成したスタッフ・ポートフォリオの成果と課題	各自のスタッフポートフォリオについて自己点検・自己評価を行うことで達成度合いを確認するとともにSDで取り組んだ教職協働について振り返る。	改革推進センター次長 グループワーク	90.0

<区分 基準Ⅲ-A-6 の現状>

教職員の就業に関する規程として、職員就業規則、契約職員就業規則、臨時職員就業規則、給与規程、旅費規程、職員定年規程、退職金支給規程、育児・介護休業等に関する規程、慶弔規約、ハラスメント防止等に関する規程、ハラスメント防止のためのガイドライン、個人情報保護基本方針、個人情報保護規則等を整備している。

教職員の就業に関する諸規程は、採用時に法人事務局が規程集（抜粋）として配付・説明し、周知している。就業規則等の改定が行われた場合には教職員全員が参加する教職員会議で説明し、個々に配付、配信している。

教職員の就業管理については、各就業規則に基づき、これまで出勤簿、勤務記録表、出張命令書、出張復命書、年次有給休暇取得届、振替休日届、指定休日取得届、時間外勤務・休日出勤報告書、研修承認願等で総務課が紙面により管理していたが、令和6年度4月から勤怠システムが導入されたことにより、出勤簿への押印と勤務記録表への記載、書面による指定休日並びに有給休暇の申請は廃止され、電子管理を行っている。

教職員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づき適切に行っている。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

本学ホームページに「各教員が保有する学位及び業績」は公開しているが、ティーチング・ポートフォリオが公開されていない。またスタッフポートフォリオも公開されていないので併せての公開を目指している。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特になし。

〔テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源〕

＜根拠資料＞

校舎に関する図面、図書館蔵書数一覧、国際学院埼玉短期大学附属図書館資料収集及び管理に関する規程、固定資産台帳兼減価償却費明細書、備品管理台帳、経営基盤安定強化計画－KGブランドの確立に向けて－、学科・専攻別主な機器・備品、規程集

＜区分 基準Ⅲ-B-1 の現状＞

校地面積は 32,122 m²で、短期大学設置基準に定める面積の 5,400 m² (収容定員 540 名×10 m²) を満たしており、また、校舎面積は 9,799 m²で、校舎基準面積の 4,900 m² (収容定員：幼児保育学科 300 名で 2,850 m²、健康栄養学科 240 名で 2,050 m²) を満たしている。

運動場としては、大宮キャンパス内に、人工芝で覆った多目的コートを有している。また、大宮キャンパスから約 14km (所要時間 約 40 分) の距離にある伊奈キャンパス (伊奈町) にも運動場用地を有している。

教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室等を用意し、有効活用している。教室等の数については、以下のとおりである。

講義・演習室	情報処理演習室	実験・実習室
34 室	2 室	18 室
3,172 m ² (3233)		1,138 m ² (1218)

また、授業で使用する機器・備品についても同様に整備を図り、学務課教務担当及び総務課が管理している。令和 5 年度に ML 教室の整備を行い、就職先での実用性を鑑み、電子オルガンから電子ピアノに変更し、31 台を導入した。情報処理演習室には 90 台のパソコンと 2 台の大型レーザープリンターを設置し、授業だけでなく、学生が調べ物やレポート作成等に利用できる環境を提供している。100 人以上の収容が可能な 101 教室と 301 教室には、前方に大型モニター、中間左右にサブモニターを設置するなど、履修者数の多い授業の教育効果向上に向けて機器の整備を図っている。また、グループワーク等のアクティブラーニングや問題解決型学習を展開する授業等のために、無線 LAN 環境の整備を全館 (実験・実習室を含む) で行い、タブレット型情報通信端末機器 (iPad) を使用することで、各グループの活動内容を有機的に結び付け、講義時間内に、より多くの情報や考えに触れながら、それぞれの課題を解決していくことを可

能としている。さらに、授業支援システム（Ranavis）により、授業の収録をはじめ、あらかじめ食材の切り方や調理器具の使用法などを動画収録し映像化することで、学生が学内のパソコン等端末で、任意の時間に視聴できるようにしており、自己学習、反転授業の環境を提供している。

敷地内には、多目的コートや空きスペースを利用したサテライト図書館、4階に隣接した出入りが自由な屋上スペースなど学生が交流や休息等に利用することができる適当な空き地を有している。

防災機能等強化緊急特別推進事業（平成29年度採択）により、平成30年度に大宮キャンパス本館バリアフリー化事業として本館正面玄関の階段に車いす用昇降機を設置するとともに、同館内1階トイレの改造（ユニバーサルトイレに改造）を行い、既設の車いす対応型エレベーターと合わせて、障がい者に対応した施設・設備として運用している。

専任教員にはそれぞれ研究室が割り当てられ、非常勤講師には講師室が用意されている。

遠隔授業実施のためのZoom（アプリケーション）の導入やTeamsの活用、ノート型パソコン、プロジェクターの各教室への配置をはじめ、教職員用のwebカメラ、ヘッドセット等を整備し、多様なメディアを高度に利用した学修の機会の提供を行う。今年度は全ホームルーム教室と更衣室・ロッカー室の備付ロッカーをこれまでのものより容量の大きいものへと変更し、利便性を高めた。第1・3調理実習室に洗濯機とガス乾燥機を設置し、衛生面の向上に努めている。給食管理実習室には球根皮むき機や卓上スライサー等の更新を適切に行い、学生の使用時における安全性の向上を図っている。さらにスチームコンベクションと急速冷凍庫を配備するとともに、令和4年度から就職先への対応に鑑み、3層クラッド銅製の内釜を採用した回転釜の運用を開始し、現場に則した実習が展開できるよう整備している。

廃棄予定の机や椅子を利用して書棚や多目的コート用のテーブルを製作・設置するとともに学生食堂「埼玉の味いろどり亭」をはじめ、給食管理実習の実習食堂並びに図書館閲覧室に東京2020オリンピック・パラリンピックの選手村の食堂で使用した机・椅子、飛沫飛散防止パネルを譲り受け、再利用することでSDGs目標12「つくる責任、つかう責任」の推進に寄与する取り組みを行っている。（新型コロナウイルス5類移行に伴い、飛沫飛散防止パネルの使用は中断）

図書館は、日本十進分類法（NDC）により蔵書を系統的に分類している。さらに、各学科の学びに関する分野をまとめて配架し、学科別に色分けした書架見出しを設置し、学生の利用に供している。最も利用の多い絵本は、テーマごとに配架し、背表紙に読み聞かせ対象年齢別に色分けしたシールを貼り、学生が目的の絵本を探しやすい工夫をしている。また、教科書・シラバス参考図書、SDGs、埼玉学等、学習に必要な資料についてコーナーを設置している。令和6年度は、各学科の学びの参考となる専門書のほか、短期大学の特色である、学生の教養を深める内容の図書についても重点的に整備した。

購入図書の選定や廃棄については、「国際学院埼玉短期大学附属図書館資料収集及び管理に関する規程」に基づき、適切に実施している。本学WEBサイトにOPAC（オンラ

イン蔵書目録検索システム)を公開しており、スマートフォンに対応した閲覧・検索が可能である。令和7年1月には、埼玉県内図書館等横断検索システムに参加し、本学蔵書について広く県内外への情報提供を開始した。令和6年度の大学等図書館間相互利用は、他大学への文献複写依頼が4件あった。また、さいたま市図書館への団体利用登録により、さいたま市内25館の蔵書を借りることが可能である。令和6年度は、42冊の団体貸出利用があった。

本学においては、学外に教場(サテライトキャンパス)等は設置していないが、前述の通り、遠隔授業実施のための機器や設備の整備を図り、円滑に遠隔授業が実施できる環境を整えている。

<区分 基準Ⅲ-B-2の現状>

資産管理については、固定資産管理システムによる資産データ管理と学校法人国際学院固定資産及び物品管理規程に基づく現有備品確認調査を毎年実施している。

施設設備については、総務課業務マニュアルに基づき計画的に点検・検査等を行い、適切に維持管理している。施設設備の定期点検は、専門業者等に委託し、次のように実施している。

①電気設備点検

- ・自家用電気工作物定期点検(年1回、電気事業法第42条及び保安規程)
- ・自家用電気工作物月次点検(月1回、電気事業法第42条及び保安規程)

②水道水質検査

- ・簡易専用水道検査(年1回、水道法第34条の2第2項)
- ・残留塩素濃度等点検(毎日、自主点検)

③給水設備点検

- ・貯水槽・高置水槽の点検・清掃(年1回、水道法施工規則第23条)

④消防用設備

- ・総合点検(年1回、消防法第17条の3の3)
- ・機器点検(年2回(8月・2月)、消防法第17条の3の3)

⑤エレベーター設備

- ・定期検査(年1回・12月、建築基準法第12条第3項)
- ・保守点検(毎月・リモート点検)

⑥車椅子対応昇降機

- ・定期検査(年1回・12月、建築基準法第12条第3項)
- ・保守点検(2ヶ月に1回)

⑦ガス設備・機器：定期点検(年1回・12月)

⑧電話：保守点検(毎月)

⑨校用車：6ヶ月点検、12ヶ月点検(法定)

⑩ピアノ：調律(年1回)

⑪害虫駆除(年6回)

電力供給会社の見直しは毎年行い、さらなるコストダウンを図っている。物品については、経理規程並びに、固定資産及び物品管理規程、所有備品等の管理指針に基づ

き、備品、消耗備品、用品、消耗品ごとに管理し、必要な数を配備している。在庫不足や新規に購入する必要がある場合には、5万円未満の物品については、物品購入依頼書により対応し、5万円以上の物品については、案件ごとに起案し、学長の下承を得て購入している。施設設備・備品等の管理は総務課が行い、補修等については修繕担当の専門員が行い、対応できないものについては、専門業者へ外注している。

令和5年度私立学校施設整備費補助金と埼玉県民事業者CO₂排出削減設備導入補助金を活用して換気機能付空調機を本館2階更衣室と2階ロッカー室に設置するとともに調理実習室や情報処理演習室、演習室など、計6教室の空調機を整備し、学生が快適な環境で学修に取り組める環境づくりとCO₂削減、省エネに取り組んだ。

火災・地震対策のために自衛消防組織を編成し、避難器具等の自主検査責任者及び火元取締責任者を設け、定期的に点検するとともに、安否確認アプリを導入している。

防犯対策としては、玄関や各階の廊下に防犯カメラを設置するとともに、万が一の不審者侵入に備え、総務課にさすまたの常備を行っている。また、電子掲示板の活用や担任や学生委員会より学生に対して注意喚起を行っている。私物管理等についても同様に徹底を呼びかけている。

火災報知機、避難器具等の点検については、専門業者による総合点検を年1回、機器点検を半年に1回実施している。

全学生・全教職員を対象とした防災訓練については、例年、年2回実施しているが、令和6年度は地震発生時を想定した避難訓練と併せて、消防訓練を11月に実施し、防災意識向上を目的とした講話と避難経路の確認を行った。消防訓練については実際に学生による消火器使用の体験を通して実践的に学ぶ機会とした。また、教職員には、危機管理マニュアル（大規模地震）、学生には、災害時対応マニュアルを配布している。災害時に学生や教職員へ配布する防災グッズとして、食糧、飲料水等を備蓄している。さらに、実験・実習室や準備室等のロッカーや棚等の転倒防止のため、突っ張り棒を設置し、耐震対策の強化を図ると共に、災害時に備え非常用トイレや蓄電池（ポータブル蓄電システム）、ガス発電機、段ボール組み立てベッド、非常用圧縮毛布等を備蓄するとともに、災害時に炊き出しができるよう竈ベンチを新たに令和6年度導入した。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については常駐するヘルプデスク等に委託し、ネットワーク、サーバー、PC等に関し、教職員それぞれに対策を施している。特にサーバー内のデータについては毎日バックアップを取り、不測の事態に備えている。ネットワークにはファイアウォールを設置し外部からの不正アクセスを防止、サーバーについてはウイルス対策ソフトの導入と不要サービスを停止して侵入を防止、PCにはセキュリティ対策ソフトを導入しリアルタイム監視によりウイルス駆除を実施している。教職員に対しては、各省庁からの注意喚起発出時はもとより、定期的にセキュリティに対する注意喚起を行い、更にFD・SDの場で情報セキュリティに関する講義を行うなどして、情報セキュリティリテラシーの向上に努めている。

省エネルギー対策については、デマンド監視システムの活用と、併せて各教室に温度計を取り付け、教職員をはじめ学生自らが、適切な冷暖房温度を意識し、調整している。また、クールビズやウォームビズも官公庁に合わせ、節電行動計画に基づいて積極

的に取り組んでいる。省資源対策については、使用頻度の高い共有部分や教室の蛍光灯の LED 化及び、上水道に節水装置を取り付け、水量調節を図る中で節水を行っている。その他の環境保全として、ごみの分別収集についても積極的に行っている。平成 30 年 12 月にグローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンに加入以来、GC10 原則及び SDGs の推進に取り組む中で、紙資源（古紙）のリサイクルをはじめ、廃材の再利用に努めているとともにウォーターサーバー（給水スポット）を設置することでペットボトル（プラスチックごみ）の削減に努めている。

省資源対策、地球環境保全の配慮として、令和 6 年度より「クリエイティブ・リサイクルセンターKG」と称して、再利用可能な廃材（木材、紙類、布類、段ボール、空き缶、空き箱、椅子の脚、机の天板、トイレトペーパーの芯、紐類、ガチャガチャのケースなど）を収集管理し、造形活動を中心に廃材等の利活用を進めている。初年度は、ゼミ活動や授業の中で廃材を活用した実践を通して、資源の有効活用の可能性を探るとともに、施設（クリエイティブ・リサイクルセンターKG）の認知度を上げることで、省資源対策や地球環境保全の意識向上に努めている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

これまで教育研究に必要な機器備品等については、定期的に更新・整備するとともに新型コロナウイルス感染防止対応に向けた環境整備に注力した（新型感染症 5 類移行以前まで）が、今後においても一層の教育研究環境の充実を図るとともに、SDGs の推進を念頭に省エネ・省資源対策等に引き続き取り組んでいく必要がある。

また、図書館等におけるラーニング・コモンズとしての機能の整備・充実に向けて取り組む必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

学内 LAN の敷設状況、情報処理演習室の配置図、私立大学等教育研究活性化整備事業アクティブラーニング

<区分 基準Ⅲ-Cの現状>

教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生のホームルーム教室や保育実習演習室、生化学や食品衛生学で使用する実験室、調理実習室並びに集団給食実習室等を整備しており、授業に必要な教育機器・備品を備えている。また情報処理室では、授業で使用するパソコンを学生一人一台使用出来る台数分を確保・整備している。これらの教室は授業で使用するほか、学生の自主学修に使用することができる。

情報技術関連については、セキュリティ面や専門的な技術や知識が必要な事からヘルプデスクとして 1 名の技術者（常駐）を配置している。学生および教職員が使用する

IT 機器全般において、技術的なサービス等の専門的支援を行っている。法令点検や定期的にデスクトップパソコン等の情報端末のメンテナンス及び各種アップデートを実施している。

ヘルプデスク含め教職員は、施設設備の向上・充実に向けた提案や支援を実施している。

学生の情報技術の向上に関するトレーニングについては「情報処理Ⅰ・Ⅱ」、「教育課程及び教育方法・技術論」等の授業で、パソコン動作の基礎技術の向上や関数を使った計算、情報セキュリティに関する知識や技術の向上のためのトレーニングを実施している。

教職員には一人に1台のデスクトップパソコンを配備し、教育研究活動や学生情報の管理運営に活用している。また情報技術の向上については、授業や業務などの場面で ChatGTP を活用している教職員を講師とした具体的な活用方法の研修会を開催、個人のレベル別に研修会の企画・運営も行った。

このように日常的にヘルプデスクによる支援を受け、情報技術の向上に努めている。

技術的資源と設備については、ICT 推進委員会で検討し、計画的に整備や更新を実施している。教職員用デスクトップパソコン 75 台及びファイアウォールの更新(令和 4 年度)を実施し、ハード・ソフトともに最新の機種にするとともに、ネットワーク環境もサーバーを外部委託とするなどして、より高いパフォーマンスを担保している。また、令和 6 年度には OS のバージョンアップを行った。

令和 4 年度より「国際学院埼玉短期大学における ICT 推進基本計画」が策定され、今後の社会において新たな価値を創造することを目的に推進されるデジタルトランスフォーメーション(DX)に対応し、本学院の中期計画において位置づけられている全学的 ICT を進めていくための基本計画とした。

学内の教室にはノート型パソコン・テレビモニター・電子黒板・プロジェクターを配備している。パソコンは Windows10 を導入しており、全館無線 LAN 接続によりネットワーク環境が整備されている。Zoom のライセンス契約により、オンラインでの遠隔授業実施の環境は整っている。学生においては、タブレット端末(iPad)の貸出により自宅で授業が受けられる体制が整えられている。さらに一部教室の有線 LAN の整備及びタブレット端末(iPad)の追加配置、ノート型パソコン 40 台の更新等を行った。

発表形式の授業に関わるレーザーポインターについて、スライドを手元で操作でき、よりプレゼンテーションにおけるパフォーマンス向上に繋げられるレーザーポインター(学務課管理)を追加購入した。

情報管理の観点からネットワークに入れることのできないコンピュータを除き、学内のコンピュータはネットワーク化している。教職員はログイン時のパスワード設定を行うなど、安全な情報保護等の環境を維持するとともに、FD・SD 委員会での研修会等を通じて情報管理の徹底に努め、アクティブディレクトリを導入している。

キャンパスマジックを活用した教務システムでは、学生は学生ポータルサイト上で履修登録、成績確認、出欠席確認、休講補講確認等を行っており、履修カルテの登録も可能となった。教員は成績管理、出欠席管理、休講補講管理、指導学生情報管理等を行っている。また、各授業科目担当者は授業概要作成もポータルサイト上で行うことが

でき、総合的な教務システムとして活用している。令和 5 年度からシラバスを電子化し、ポータルサイトからの閲覧が可能となった。

学内で Wi-Fi を使用することにより、教員と学生との間でよりスムーズなデータのやりとりを行うことができ、主体的かつ協動的で深い学びやコミュニケーションの促進が期待できる環境となっている。さらに、教職員、学生共に Microsoft 365 のアカウントを所持しており、学内問わず利用することが可能となった。Microsoft Teams を使い、連絡事項やファイルの提出等の情報伝達が円滑となり、オンラインでの打ち合わせが容易となった。本学では、授業のみならず行事などに活用している。

タブレット端末 (iPad) を使用し、調べ学習やプレゼンテーション資料の作成、アンケートや動画資料の視聴等、多岐に渡り活用している。講義を聞くだけの授業に比べ、学生が積極的に必要な情報を調べる活動を導入することにより、授業参加意欲が高まり、学生の自発的な学修に役立っている。また、複数でデータを共有しながら調べ学習をすることやアンケートの実施・即時の結果発表を行うことで、授業の導入部分で学びへの動機づけとなるなど、様々な方法で学修効果を高めるために活用している。将来的には、情報リテラシーが身につくことが期待されている。

授業における具体的な使用について、下記にまとめた。

「教育課程及び教育方法・技術論」では、幼児の体験との関連を考慮しながら情報機器を活用して「電子紙芝居」の作成、「食育たより」等のデジタル教材の作成について学んでいる。

「卒業研究ゼミⅠ」、「卒業研究ゼミ」においては、iPad を用いて調べ学習を行い、レポートとしてまとめたりプレゼンテーション資料を作成・発表したりすることに活用している。

「保育の造形」では学生それぞれの端末を使用し、「Padlet」(オンライン掲示板アプリ)を使用し、授業時間内の課題(画像とコメント)および振り返りを目的に共有している。学生はリアルタイムで確認することが可能であり、表現方法や自分以外の表現方法を学ぶことが可能となっている。

クエスタントを使い、各授業の担当者による「授業中間理解度把握調査」を実施した。各科目担当者が質問項目も含めて作成し、授業内で実施した。また、アンケート結果は各教員が確認・分析し、それ以降の授業に反映させた。従来、学生からの授業アンケートは最終授業時に実施していたため、その結果を回答した学生に反映することが難しかったが、本取組によってそれが可能となった。学生にとってより良い授業になっていくことが期待される。

情報関連施設としては、情報処理演習室、チュートリアルルーム (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ) がある。情報処理演習室には教員用パソコン (2 台) と学生用パソコン (90 台)、レーザープリンター (2 台) を整備している。教員用パソコンから NetSupport School バージョン V12.65.1 学習支援ソフトを使い、学生用パソコンのモニタリングや一斉教材配布、リモートコントロール等を可能としている。チュートリアルルームには、チュートリアル教育を効果的に行うためにプロジェクター、大型スクリーンとこれらに接続可能な教員用ノートパソコン、電子黒板、レスポンスアナライザー等を配備している。これらの

教室及び機器備品についても、一部の機器を除き、授業で使用していない時は学生の使用が可能である。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

「KG ブランド確立に向けて」（第Ⅴ期中期計画）に基づき、教室リニューアル工事を進めている。今後とも安全で効果的な学習環境の維持向上を目的とした計画的な整備を機器・備品を含め、進めていくことが必要である。

遠隔授業等、柔軟な授業スタイル確立のため整備を進めてきた学内 LAN や iPad 等の ICT 関連設備・機器の活用を推進し、教育の質的向上を図るために、教職員向けの一層の FD・SD での研修会の充実が必要である。

さらに、情報セキュリティポリシーに係る規程の点検・見直しが必要である。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特になし。

〔テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源〕

＜根拠資料＞

計算書類等の概要（過去 3 年間）、資金収支算書（過去 3 ヶ年）・資金収支内訳書、貸借対照表、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表、経営基盤安定強化計画、財産目録及び計算書類、5 ヶ年連続財務比率表、規程集 国際学院固定資産及び物品管理規程

＜区分 基準Ⅲ-D-1 の現状＞

短期大学の収支は令和 3 年度より、経常収支がマイナス（支出超過）となっている。経常収支差額は、令和 2 年度 14,687 千円、令和 3 年度△15,637 千円、令和 4 年度△96,046 千円、令和 5 年度△90,176 千円、令和 6 年度△129,375 千円である。支出超過の原因は、学生数の減少による学生生徒納付金収入が減少したこと。収入の減少と支出の削減とが連動していないことによる。学生数（収容現員数）は、令和 2 年度 403 人、令和 3 年度 383 人、令和 4 年度 330 人、令和 5 年度 314 人、令和 6 年度 280 人、令和 7 年度 240 人まで減少した。400 人規模から 240 人の規模（40%減）となった。

学校法人全体として貸借対照表の推移をみると、令和 3 年度と令和 6 年度を比較すると、資産の部計が△267 百万円（減少）、主に長期借入金の返済により負債の部計が△274 百万円（減少）であった。このため財務の健全性は保たれている。現金預金等の流動資産が 105 百万円増加しているものの、運転資金減少の懸念はぬぐい切れない。学校法人全体の経常収支差額は、令和 3 年度 42,932 千円、令和 4 年度△37,548 千円、令和 5 年度△40,965 千円、令和 6 年度は国際学院後援会ほか学外団体からの寄付金により 1,808 千円の収入超過となった。しかしながら、短期大学の収支改善が図られない限り財政が安定的に収入超過に転じる見通しは立たない。

退職給与引当金は、年度末要支給額と退職財団交付予定額との差額を基に所要額を計算し引き当てている。当該引当金については、特定資産化せずに定期預金として管理している。

また、流動資産が減少するなか、長期の資金運用を控え支払資金の確保に努めている。

短期大学の教育研究費については、特段の予算制限をかけていない。教育研究用の施設整備及び図書の購入については、必要性の判断のもと実施している。

国際学院では、公認会計士による監査を月次で実施しており、期中に生じた諸課題について、指導を受け速やかに解決することとしている。

寄付金募集に関しては、在校生保護者、後援会会員及び卒業生に対し、定期的に寄付金を募集している。

毎年度の事業計画と予算については、12月に理事会で決定する予算編成方針に基づき、事業実施に係る見積調書の作成を関係部門に依頼し意向を集約した後、3月の理事会で決定している。決定した事業計画と予算は、年度初めに開催される学院全体会で、全教職員に周知している。なお、人件費及び施設整備費については予算見積書を作成しているが、教育研究経費やその他の経費については、前年度実績をベースに過不足を加味し作成している。

予算の執行については、各部署が執行伺書又は物品購入依頼書を作成し、責任者が決裁した後に執行している。予算の執行状況については、各月の支払処理後、部門毎に集計し、毎月開催される国際学院財務委員会（委員長：理事長）において月次試算表と併せ収支状況を確認している。また、執行状況見込については、人件費見込額は3ヶ月毎に、全体収支見込は令和6年度から毎月作成し確認をしている。年度予算は部門での総額管理方式を採用し、セクション毎での管理を行っていない。発注段階での予算の差引管理を行っていないため、納品請求、代金支払完了後に経費を集計して、はじめて予算比較が明確となる。

また、出納業務は、月3回の定期支払日程に合わせ、理事長の支払決裁を受け実施している。

資産管理については、固定資産管理システムによる資産データ管理と学校法人国際学院固定資産及び物品管理規程に基づく現有備品確認調査の実施により管理を行っている。また、リース資産についても固定資産管理システムにおいて一元的な管理を行っている。資金管理については、収納口座を目的別に設け、また支払口座を限定することで、資金管理の適正化に努めている。

<区分 基準Ⅲ-D-2の現状>

国際学院第Ⅴ期中期計画に短期大学の将来像として、ナレッジビレッジ構想が掲げられている。しかしながら構想実現のためのプロセス、工程表が示されていないため、進捗状況が分かりにくい。

いわゆるSWOT分析結果は、令和5年7月策定の短期大学経営改善計画に掲載されている。

令和 5 年 7 月、短期大学経営改善計画を作成した。財務に関する項目を評価すると先担組織として広報室を設置し、戦略的な広報活動を展開している。しかしながら目標とした収容定員比率 95% 以上は達成されていない。学納金負担軽減のための措置は拡充した。学納金水準の見直しは、令和 8 年度改訂に向け準備中である。

学生対教職員比率は年々悪化している。また、各種人件費抑制策は発揮されていない。

施設整備については、緊急度や補助金活用を図り、更新を行っている。

利用を停止した学生寮（葵寮）の遊休資産について、管理経費の削減に努めているが、処分計画の策定まで至っていない。

学生定員については、学生数の減少を踏まえ適宜削減をしてきた。しかしながら、人件費、施設整備経費の削減に結びつかないため、赤字幅の拡大を招いている。

短期大学の経営情報については、さまざまな観点から分析資料を作成し、財務委員会にて議論しているが、財務情報の共有化については、短大の運営協議会、教授会等の場での説明・共有に至っていない。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

短期大学の収支悪化が、学院全体の収支に大きな影響を与えるに至っている。日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき分析では、令和 3 年度 A3(正常)、令和 4 年度 A3 (正常)、令和 5 年度 B0 (イエローゾーンの予備的段階)、令和 6 年度 B3 (イエローゾーン) と推移。短期大学経営改善計画の実施成果がまだ表れていないため、さらなる計画の軌道修正が必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特記事項なし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

該当なし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

①財務データ及び経営課題、実施内容の共有化

各部門の責任者が財務データをオンラインで閲覧し、また、財務委員会に参加できるよう体制を整備する。加えて予算対比、支出状況といった財務会計データをオンラインで参照できるようシステムの整備を行う。

②収支改善策の提案募集

全教職員に対し、自ら主体的収支改善に取り組めるよう、収入増加策、経費削減策の提案を広く求める。

ともに、令和 7 年度からの実施に向け準備を進めている。

【基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス】

【テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営】

＜根拠資料＞

学校法人国際学院第Ⅴ期中期目標及び中期計画、学校法人国際学院寄附行為、理事長の履歴書、理事会議事録、理事・監事・評議員名簿（令和 6 年度）、国際学院新聞（特別号）、規程集、国際学院ガバナンス・コード、国連グローバル・コンパクト（UNGC）持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標）定期活動報告書 2022、経営改善計画

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は平成 30 年 3 月 7 日開催の本学院理事会において、本学院寄附行為に基づき選任され、平成 30 年 4 月 1 日付で就任した。

本学院は創立者である大野誠が、昭和 38 年、「誠実・研鑽・慈愛・信頼・和睦」の建学の精神のもとに創立して以来、人間教育と実践的な専門教育に重点をおいた「人づくり教育」に力を注ぎ、また、「礼をつくし、場を清め、時を守る」の教育方針を創立当初から掲げてきた。

理事長は昭和 61 年 4 月から国際学院埼玉短期大学の職員として勤務し、平成 11 年 4 月から学校法人国際学院理事、国際学院高等学校（現国際学院中学校高等学校）校長、平成 20 年 4 月から国際学院埼玉短期大学学長に就任し、建学の精神、教育方針を学生生徒や教職員に説く中で、豊かな人間性を備えた人材を数多く輩出すると共に、力強いリーダーシップで学院運営を担ってきた。令和 4 年 7 月 6 日に本学院創立者の大野誠が逝去、そして令和 5 年 6 月 9 日に学母 大野敦子の逝去に際し、本学院の建学の精神や教育方針を引き継ぎ、今後さらに発展・振興させることを内外に明確に示した。

また、理事長は、日本私立短期大学協会副会長、関東私立短期大学協会会長、埼玉県私立短期大学協会会長などの私学団体等の役職を歴任するなど優れた組織運営能力を有している。

さらに、理事長は平成 30 年 12 月、本学院が国連グローバル・コンパクト（UNGC）に署名し、グローバル・ネットワーク・ジャパンに加入することとし、グローバルな視点から法人運営を行う一方、全世界が未曾有の感染症に襲われた際には、新型コロナウイルス感染拡大防止に対する対応策として、短期大学や中学校高等学校における行動の指針である警戒カテゴリーや活動指針を策定し、それに基づく感染防止策の徹底や、学院全体としてマスク、フェイスシールド、アルコール除菌等の感染拡大防止に取り組むなど、いち早く安全の確保を図ると共に、コロナ禍においても学修を止めないための ICT 環境の充実について先頭に立ち推し進めた。また、学内に抗原定性検査キットを確保し、感染が疑われる教職員や学生がいた場合、迅速に行動が取れるような環境を整えた。

以上のことから、理事長は、学院の発展に十分寄与できる者である。

＜区分 基準Ⅳ-A-2 の現状＞

理事長は、寄附行為に基づき理事会、評議員会を招集し、法人業務の運営にあたりと共に、運営面での法人改革にリーダーシップを発揮している。理事長の職務については、寄附行為第13条に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」、同じく第14条、理事の代表権の制限に「理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。」と規定しているとおおり、法人を代表し、その業務を総理している。

理事長は、寄附行為第17条第4項（監事の職務）「この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。」、同じく第23条（諮問事項）「評議員会の意見を聞かなければならない。」に基づき、監事による会計監査を年一回（令和6年度は5月20日実施）受け、理事会（令和6年度は5月29日開催）承認後、評議員会において報告し、その意見を求めている。また、学校法人国際学院監事監査規程を制定（平成30年5月28日）し、監事監査業務の適正且つ効率的な運営の確保を図っている。

このほか、平成30年12月から期中監査を実施しており、また、令和3年5月に実施した令和2年度期末監査及び令和3年12月に実施した令和3年度期中監査においては、新たに理事の業務執行状況についても監査を実施することとした。更に、年1回、公認会計士との意見交換会も実施している。

理事長は、寄附行為第18条（理事会）3項により理事会を招集し、同条に基づき、学校法人の意思決定機関として学校法人の業務を決し、また、理事の職務の執行を監督するなど、適切に運営している。令和6年度は5回理事会を開催し、理事会では、同条7項に基づき議長を務めた。

理事会は寄附行為第3条（目的）による目的を達成するために、同第4条（設置する学校）に定める法人が設置する学校の全ての活動に対して責任を負っている。また、理事会は予算、事業計画などの重要事項の最終決定を行っており、学校法人の最高意思決定機関として運営している。さらに、令和元年度に本学のガバナンス・コードを定め、その適合状況を理事会に報告しているほか、毎年、全教職員による自己点検・評価報告書を作成し、理事会に報告している。こうしたことから理事会を通じて認証評価に対する役割を果たし、その責任を負っている。なお、本学院においては、理事会における議論を深めるため、理事会に先立ち、常任理事4人による常任理事会を開催している。理事会に欠席の理事へは、事前に資料を、開催後には議事録を送付している。

理事会の議事録作成に関しては、本学の寄附行為に基づき正確に議事録を記載するとともに、議事録の署名については、私立学校法の改正による理事会の監督権限の強化を受け、署名に監事を加えるよう令和3年12月に改めた。

理事会では議事次第の中に審議事項のほか、報告事項を設けており、文部科学省、日本私立短期大学協会、埼玉県などの官公庁から収集した情報や、学校行事等、学内外に必要な情報を収集し報告・説明しており、理事及び監事は、短期大学の発展のために、その情報を基に意見交換を実施している。

本学院の理事会は、寄附行為第 18 条第 2 項に規定されており、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督しており、議長たる理事長からも、理事会開催の冒頭に最高意思決定機関としての責任ある議論を求めていることから、理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

学校法人運営及び短期大学運営に必要な各種規程の整備については、常任理事会、理事会において、審議を行い承認したうえで、理事長が定めている。また、理事会は、理事会業務委任規則に基づき、学長への委任事項として、一部の事項を除き教育研究に関する業務についての決定を短期大学学長に委任している。現在整備している法人規程及び短期大学規程等は、根拠資料-規程集のとおりである。

<区分 基準Ⅳ-A-3 の現状>

令和 7 年 4 月 1 日に施行される改正私立学校法においては、理事は理事選任機関が適切に選任することとし、また理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ評議員会の意見を聴くこととしている。本学院においては、令和 7 年 4 月 1 日施行の改正寄附行為において、理事選任機関は理事会と定めている。現寄附行為において、理事は、寄附行為第 6 条（理事の選任）に基づき本学院の建学の精神を理解する者を選任し、建学の精神を具現化する学校行事などの各種教育活動の取組等に理事は出席している。また、理事の主な経歴は本学院創立者や学長、国立大学教授、官公庁の要職を歴任した者や弁護士で、学問上及び法人の健全な経営についての知識と高い見識を有している者である。

本学院の理事は、私立学校法 38 条の規定に基づき、寄附行為第 6 条により次のとおり選任区分を定めている。

現在数	選任条項・人数		
1人	6-1-1	学院長	1人
1人	6-1-2	短期大学長・高等学校長	1人
2人	6-1-3	評議員	2人
2人	6-1-4	学識経験者	1人以上3人以内

なお、理事長は、私立学校法の改正に伴う寄附行為の見直しを行い、理事定数を「8人以上10人以内」から「5人以上7人以内」に改め、責任の明確化を図るなど、理事の職務及びリーダーシップをもって理事会の機能強化に努めている。学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為第 11 条（役員の解任及び退任）第 2 項第 3 号に準用している。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の課題>

理事会は本学院経営の最高意思決定機関としての役割を担っているが、今後も経営の安定と管理運営体制のさらなる質の向上及びガバナンス強化を図るため、令和 7 年 4 月 1 日施行の改正私立学校法及び改正寄附行為に基づき、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会との相互牽制作用による本学院のガバナンスの確保を図っていく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事会運営の特記事項＞

令和 7 年 4 月 1 に施行される、改正私立学校法を受け、本学院の改正寄附行為が令和 7 年 1 月 24 日に認可され、改正私立学校法と同様に令和 7 年 4 月 1 日から施行される。改正私立学校法は、理事は理事選任機関が適切に選任することとしているが、本学院においては、理事選任機関に理事会を位置付けている。これは、建学の精神と独自の教育方針のもとに教育活動を進めていく私立学校においては、学校経営の責任を持つ理事会が理事を選任すべきであるという考えに立ったものである。また、ガバナンス強化のため、理事選任機関に対し理事選任案を提示するため、同数の理事・評議員と学識経験者から構成される役員等選考委員会を組織し、公正・公平な理事選任を行うこととしている。さらに、副理事長を新寄附行為において掲示し、かつ、副理事長は改正私立学校法第 37 条第 3 項の代表業務執行理事と位置づけ、理事長とともに、本法人を代表することとしている。また、新たに設置される業務執行理事と合わせ、令和 7 年度定時評議員会終結の時以降、理事会は、理事の担当業務を内外に明確に示し、責任ある業務執行体制を構築する。なお、理事長、副理事長（代表業務執行理事）及び業務執行理事は、3 か月に 1 度以上、業務執行状況を理事会に報告することとしている。

〔テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営〕

＜根拠資料＞

- 【1】教授会の意見を聞くことが必要なものを定める学長決定
- 【2】学長の個人調書
- 【3】卒業研究ゼミナールハンドブック 2024
- 【4】シラバス、
- 【5】国際学院埼玉短期大学教学改革方針
- 【6】国際学院埼玉短期大学学則
- 【7】令和 6 年度組織表
- 【8】学長選考規程
- 【9】国際学院埼玉短期大学教授会規程
- 【10】令和 6 年度教授会議事録
- 【11】令和 5 年度第 22 回教授会議事録
- 【12】令和 5 年 9 月 20 日開催「大学改革助言・評価委員会」議事録
- 【13】平成 23 年度第 12 回・13 回教授会議事録
- 【14】平成 25 年度第 18 回教授会議事録
- 【15】令和 6 年度教職員会議議事録
- 【16】国際学院埼玉短期大学運営規則
- 【17】KG ブランドの確立に向けてー経営基盤安定強化計画ー
- 【18】研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン

＜区分 基準Ⅳ-B-1 の現状＞

学長は、平成 20 年 4 月に就任した。学長は、「教授会の意見を聞くことが必要なものを定める学長決定」（平成 27 年 4 月 1 日決定）を定め、教授会の意見を聞くことが必要なものを整理すると共に、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌したうえで学長自ら最終的な判断を行っている。

学長は平成 22 年 4 月から文部科学省大学設置・学校法人審議会特別委員（大学設置分科会）、平成 24 年 2 月から日本私立学校振興・共済事業団私学情報推進会議委員、平成 25 年 6 月から一般財団法人短期大学基準協会理事、同 12 月から文部科学省中央教育審議会専門委員（大学分科会）等の要職を歴任し、令和 2 年 4 月からは、文部科学省大学設置・学校法人審議会委員（学校法人分科会）を務めている。

さらに学長は、平成 30 年 12 月、本学院が国連グローバル・コンパクト（UNGC）に正会員として加入したことを受け、SDGs（Sustainable Development Goals・持続可能な開発目標）を掲げたゼミナールを展開し、各ゼミナールにおいて保育・栄養・調理の専門分野の観点から SDGs17 目標のいずれかに焦点を当て研究を掘り下げていくこととした取り組みを進めている。また、学長は、教職員の能力開発に向け全体 FD・SD として全ての教職員を対象に定期的に開催することとしている。特に令和 2 年度から新たに本学のガバナンス・コードを定め、この中で、教職員の資質の向上を目指し、教員に対する FD と、全ての教職員を対象とした SD を適切に実行している。令和 6 年度は 11 回開催した。また、本学で長年にわたり開催している幼児絵画展、味彩コンテストの事業や産学官連携事業にもリーダーシップを発揮し、地域社会との連携強化を推進している。令和 5 年度におけるこれらの取組は次の①、②、③のとおりである。

①第 39 回幼児絵画展

令和 6 年度の幼児絵画展は、受賞した幼児および保護者を五峯祭に招待し、分散して表彰式を行った。また、受賞した絵画を 304 教室に展示、模擬保育室には受賞絵画を投映できるスクリーンを準備した。表彰式に参加した幼児・保護者が実際の絵画を鑑賞、あるいは受賞絵画と記念撮影できる環境にした。このような取り組みは、参加した保護者を対象にしたアンケートから、高い満足度を得たことを確認している。

②第 31 回味彩コンテスト

令和 6 年度に 31 回目となる味彩コンテストについては、SDGs を意識した料理、食品ロスの削減につながる取り組みを目標に掲げ、SDGs の視点を踏まえたレシピ審査を行い、上位に選出された出場者による調理審査及び試食審査を行った。

③地産地消推進に係る連携協定

令和 6 年 1 月にさいたま市、株式会社パレスエンタープライズ及び本学との地産地消推進に係る連携協定を締結し、さいたま市産のサツマイモ「紅赤」を使用した料理・スイーツの考案は本学の学生が行い、パウンドケーキは、パレスホテル大宮のシェフと共同で開発したものを期間限定商品としてパレスホテル大宮で販売した。

学長は、建学の精神の修得を目指した授業「日本文化と国際理解」、「海外研修」を担当し、併せて「キャリア教育Ⅰ・Ⅱ」において、学生たちに建学の精神の理解の深化と、これに基づいた「人づくり教育」を推進している。令和 6 年度の海外研修においては、新型コロナウイルスの影響で見送ってきたオーストラリア研修を実施した（前回は令和元年度）。併せて、2 泊 3 日の仙台研修及び日帰りでの横浜研修を実施した。

また、学長は、教養科目や専門科目の新設、必須及び選択の変更など建学の精神に基づく人材育成をより進めるための教育課程の見直しを行っている。令和 6 年度は「卒業研究Ⅰ」を新たに開講し、学生が入学時から卒業研究について学び、2 年生と学年を越えた学びの交流を深められるようにした。

学長は、平成 21 年 7 月には、国際学院埼玉短期大学教学改革方針を制定し、この中で以下の 4 つの方針を教職員に示し、本学の充実・向上に向けた方向性を明示するなど、本学の充実・向上に向けた努力を継続している。

方針 1. 「三つの方針：卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）」に貫かれた教学改革の実施と PDCA サイクルの確立により、学修成果に焦点を合わせた教育の質の保証を行う。

方針 2. 本学の学位課程教育は、教育課程、教育の方法・実施、評価をセットにして構築していく。

方針 3. 本学の質保証システムは学修成果に焦点を合わせた評価を重視する。

方針 4. 学位の水準の維持・向上については、国際的に通用する学修成果を求めている。

これらの方向性は、その後の大学教育改革の趣旨を先駆けたものであり、短期大学の向上・充実に向け努力している高い理念・先見性及び識見を示すものであり、日々取り組んでいる。

学長は、国際学院埼玉短期大学学則第 76 条の規定に基づき、「国際学院埼玉短期大学学生の懲戒に係る指針」（平成 27 年 4 月 1 日制定）を定め、本学学生に対して行う懲戒の基準や量定、手続き等について必要な事項を定めた。

また、学長は、本学の組織において学長室、教育研究所、図書館、事務部、学生支援センター、地域連携センター及び大学改革推進センターを所掌し教学部門のみならず、学務をつかさどり、所属職員を統督している。

学長は学長選考規程に基づき、選考委員会を設置し、その中で学長候補者を選考し、教授会の意向を徴したうえで、理事会に付議し、理事会で選出している。

また、教授会の議長、運営協議会の委員長、入学試験管理委員会の委員長等、教学運営の中核的役割を果たす中で、トップマネジメントを発揮している。特に、運営協議会については、全学的教学マネジメントを担う組織体制として位置付けており、学長はその委員長としてリーダーシップを発揮している。

学長は、教授会を教授会規程に基づき招集し、学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、学位の授与に関する事項、教育課程の編成に関する事項、教員の教育研究業績の審査等に関する事項、学生の試験に関する事項、学生の既修得単位等の認定に関する事項、学生の賞罰に関する事項及び自ら定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取したうえで決定している。

教授会は、国際学院埼玉短期大学教授会規程に基づき、令和 6 年度は、教授 9 名、准教授代表 2 名特任教授 3 名及び事務局長と学生部長から構成され、学長が委員長として運営している。令和 6 年度は合計で 22 回開催した。教授会の議事録整備については、令和 6 年度は、別紙の内容で開催し、議事録は庶務担当である総務課長が作成し、事前に関係部署にメール配信を行い、次回教授会で確認・承認をとっている。

国際学院埼玉短期大学

令和6年度 教授会開催状況は次のとおりである。

令和6年度 教授会開催状況

回	開催月日	主 な 議 題
第1回(臨時) 出席14名 欠席なし	4月1日 (月)	審議事項 (1) 学外実習に関する規程について 報告事項 (1) 教育活動顕彰及び職務活動顕彰の優等賞について (2) 学籍異動について (3) 令和6年度 オリエンテーションについて (4) 令和6年度 避難訓練の実施について (5) 令和6年度 委託訓練(長期高度人材育成コース)について
第2回 出席14名 欠席なし	4月17日 (水)	審議事項 (1) 令和6年度 既修得単位(他大学等)の認定について (2) 令和6年度 体育大会について (3) 令和6年度 卒業研究ゼミ実施要領について (4) 令和6年度 5月行事予定について 報告事項 (1) 学生指導について (2) 各種委員会報告について その他の事項 ・意見箱の設置について ・苦情の報告について ・埼玉県私立短期大学第1回定期総会の報告について
第3回 出席14名 欠席なし	5月15日 (水)	審議事項 (1) 令和6年度 授業公開について (2) 新任教員との意見交換会の開催について (3) 令和6年度 6月行事予定について 報告事項 (1) 学籍異動について (2) アカデミック・インテグリティに関する本学の方針と学生の生成AIの使用に関する考え方について (3) 各種委員会報告について その他の事項 ・指定校(学校推薦型入試)入学者の学籍異動に伴う出身高校への報告について
第4回 出席14名 欠席なし	6月19日 (水)	審議事項 (1) 令和6年度 7・8月行事予定について 報告事項 (1) 学籍異動について (2) 令和6年度 夏期休業中の勤務体制について (3) 各種委員会報告について

国際学院埼玉短期大学

回	開催月日	主 な 議 題
第 5 回 出席 14 名 欠席なし	7 月 10 日 (水)	審議事項 (1) 教員人事について (2) 令和6年度 五峯祭の実施について (3) 令和6年度 9月行事予定について 報告事項 (1) 学籍異動について (2) 令和6年度 自己点検・評価報告の分担について (3) 令和6年度 授業公開週間における保護者参観について (4) 研究倫理規程を踏まえた研修の実施について (5) 令和6年度 上半期図書購入について (6) 各種委員会報告について
第 6 回 出席 14 名 欠席なし	9 月 11 日 (水)	審議事項 (1) 令和6年度 科目等履修生の選考について (2) 令和6年度 10月行事予定について 報告事項 (1) 学籍異動について (2) 各種委員会報告について
第 7 回(臨時) 出席 14 名 欠席なし	9 月 14 日 (土)	審議事項 (1) 令和7年度 総合型選抜Ⅰ期の合格者の選考について (2) 前期科目の単位認定について(本学学生・科目等履修生) (3) 令和6年度 卒業認定(前期)について (4) 令和6年度 卒業式について(9月卒業)
第 8 回 出席 14 名 欠席なし	10 月 8 日 (水)	審議事項 (1) 教員人事について (2) 令和6年度 11月行事予定について 報告事項 (1) 国際学院埼玉短期大学公的研究費不正防止規程の変更に ついて (2) 学籍異動について (3) 令和6年度 消防訓練の実施について (4) 図書館利用状況について (5) 各種委員会報告について
第 9 回(臨時) 出席 14 名 欠席なし	10 月 12 日 (土)	審議事項 (1) 令和7年度 総合型選抜Ⅱ期の合格者の選考について
第 10 回(臨時) 出席 14 名 欠席なし	11 月 16 日 (土)	審議事項 (1) 令和7年度 学校推薦型選抜(指定校)Ⅰ期、総合型選抜Ⅲ期の 合格者の選考について
第 11 回 出席 13 名 欠席 1 名	11 月 20 日 (水)	審議事項 (1) 令和6年度 卒業式について (2) 令和6年度 12月行事予定について 報告事項 (1) 学籍異動について (2) 令和6年度 自己点検・評価報告書作成上の要点について (3) 教務委員会検討事項結果について (4) 第7回 全体FD・SDについて (5) 授業公開について (6) 学生と大学との意見交換会について (7) 各種委員会報告について その他

国際学院埼玉短期大学

回	開催月日	主 な 議 題
		・指定校（学校推薦型入試）入学者の学籍異動に伴う出身高校への報告について
第12回 出席14名 欠席なし	12月11日 (水)	審議事項 (1) 教員人事について (2) 令和6年度 1月・2月行事予定について 報告事項 (1) 令和6年度 卒業研究発表会について (2) 各種委員会報告について その他 ・指定校（学校推薦型入試）入学者の学籍異動に伴う出身高校への報告について
第13回(臨時) 出席14名 欠席なし	12月14日 (土)	審議事項 (1) 令和7年度 学校推薦型選抜（指定校）Ⅱ期、総合型選抜Ⅳ期 ・社会人選抜Ⅰ期の合格者の選考について
第14回(臨時) 出席14名 欠席なし	1月11日 (土)	審議事項 (1) 教員人事について (2) 令和7年度 総合型選抜Ⅴ期の合格者の選考について
第15回 出席14名 欠席なし	1月15日 (水)	審議事項 (1) 学則の一部変更について（教育課程） (2) 国際学院埼玉短期大学履修科目の上限設定に関する規程について (3) 令和7年度 3月行事予定について 報告事項 (1) 学籍異動について (2) 卒業研究発表会 実施方法について (3) 令和6年度 卒業式について (4) 各種委員会報告について
第16回 出席13名 欠席1名	1月24日 (金)	審議事項 (1) 教員人事について
第17回(臨時) 出席14名 欠席なし	2月1日 (土)	審議事項 (1) 一般選抜Ⅰ期の合格者の選考について
第18回 出席14名 欠席なし	2月12日 (水)	審議事項 (1) 令和7年度 オリエンテーション スケジュール等について 報告事項 (1) 令和6年度 卒業研究発表会タイムスケジュール等について (2) 令和6年度 卒業式 役割分担等について (3) 令和6年度図書館利用状況と下半期図書購入状況について (4) 各種委員会報告について
第19回(臨時) 出席14名 欠席なし	2月22日 (土)	審議事項 (1) 令和7年度委託訓練生（社会人Ⅱ期）の合格者の選考について (2) 令和6年度後期科目の単位認定について（2年生） (3) 科目等履修生の単位認定について (4) 令和6年度卒業認定について (5) 令和6年度 学長賞・優等賞・精励賞等の選考について
第20回(臨時) 出席13名 欠席1名	3月8日 (土)	審議事項 (1) 令和7年度総合型選抜Ⅳ期の合格者選考について (2) 令和7年度科目等履修生の選考について

回	開催月日	主 な 議 題
第 21 回 出席 13 名 欠席 1 名	3 月 12 日 (水)	審議事項 (1) 教員人事について (2) 令和6年度 後期科目の単位認定（追加）について（2年生） (3) 令和6年度 後期科目の単位認定について（1年生） (4) 客員教授の委嘱について (5) 短期大学学則（教職員組織）の変更について (6) 短期大学学則（学生定員）の変更について (7) 学長賞、優等賞及び精励賞授与内規運用方針の一部変更について (8) 令和7年度 入学式について (9) 令和6年度 4月の行事予定表について 報告事項 (1) 学籍異動について (2) 各種委員会報告について
第 22 回 (臨時) 出席 14 名 欠席なし	3 月 31 日 (月)	審議事項 (1) 令和6年度 後期科目の単位認定追加(1年生)について (2) 令和7年度 体育大会実施要領について 報告事項 (1) 教育活動顕彰及び職務活動顕彰の優等賞 (2) 学籍異動について (3) 学生指導について (4) 令和7年度 入学式について (5) 令和7年度 オリエンテーションについて (6) 令和7年度 避難訓練について (7) 各種委員会報告について

三つの方針については、令和5年度第22回教授会（令和6年3月8日開催）において教育課程編成・実施の方針、及び入学者受入の方針の見直しを行った。そして令和5年9月20日に開催した大学改革助言・評価委員会における外部委員の意見を確認している。また、学習成果については、平成23年度第12回教授会（平成23年12月21日開催）・第13回教授会（平成24年1月18日開催）の議を経て承認し、さらに平成25年度第18回教授会で一部修正・確認したものである。したがって、教授会は、三つの方針及び学修成果に対する認識を有している。

教授会における審議事項の教職員への周知は、教授会後に開催する教職員全員が参加する教職員会議において図っている。なお、令和6年度の教職員会議についてはZoomによるオンライン開催で行った。

学長は「国際学院埼玉短期大学運営規則第18条」に基づき、入学試験管理委員会、危機管理委員会、教務委員会、学生委員会、キャリア委員会、研究推進委員会、教職課程委員会、図書委員会、地域連携委員会、大学環境委美化推進委員会、教育研究活動等点検・評価委員会、FD・SD委員会、ICT推進会議、短期大学安全衛生委員会を設置し、それぞれの委員会の委員長、委員を任命し、事務部の担当課が委員会の庶務を担当するなど、教育上の委員会等を設置し、設置規程等に基づいて適切に運営している。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営の課題＞

学長のリーダーシップにより本学の教育のさらなる向上・充実に向けて、ガバナンス体制並びに全教職員の協力体制を一層強化していくことが重要である。

本学院では、平成 28 年 3 月、今後 5 か年の中期計画である「KG ブランドの確立に向けて一経営基盤安定強化計画」を策定し、令和 6 年度は第Ⅴ期中期計画の 3 年目として取り組んだ。この計画においては、学長のリーダーシップの下に、経営基盤の質保証と教育研究の質保証を戦略の基本方針として定め、副学長及び事務局長が学長を補佐すべく、それぞれが個々の目標の責任者として進捗管理を行っている。その後、第Ⅳ期中期計画を経て第Ⅴ期中期計画へと引き継がれていく中、既に 3 年が経過しており、ローリング等を実施し実効性ある計画の推進を図っていく必要がある。

また新型コロナウイルス感染症が第 5 類に移行し多くの制約が解かれたことを受け、引き続き強いリーダーシップのもと教職員が一丸となり、学院発展のため多くの取り組みを行う必要がある。

なお、研究活動においては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、更なる公的研究費の適正な管理を行い、教員の研究活動の促進を図っていく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 教学運営の特記事項＞

学長は、本学院が平成 30 年 12 月、国連グローバル・コンパクト（UNGC）に署名し、正会員として加入したことを受け、SDGs を掲げた卒業研究ゼミを展開し、各ゼミにおいて保育・栄養・調理の専門分野の観点から SDGs 17 目標のいずれかに焦点を当て研究を掘り下げ取り組みを推進するなど、本学における SDGs の活動を啓蒙している。

また、令和 2 年 2 月の第 4 回理事会において策定した、本学におけるガバナンス・コードにもとづき、学長のリーダーシップの強化を一層推進している。

〔テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス〕

＜根拠資料＞

寄附行為（令和 4 年 4 月 1 日施行）、寄附行為（令和 7 年 4 月 1 日施行）、監事監査規程、令和 6 年度監事監査資料、令和 6 年度理事会議事録、令和 6 年度評議員会議事録、令和 6 年度監査報告書、令和 6 年度期中監査報告書、私立学校法（令和 7 年 4 月 1 日施行）、学校教育法施行規則

＜区分 基準Ⅳ-C-1 の現状＞

はじめに、本報告書は令和 7 年度から実施される第 4 期認証評価の評価項目に沿って記されている。しかし、監事・評議員に関しては令和 7 年 4 月施行の改正私立学校法は令和 6 年度までの観点と異なっている。したがって監事・評議員に関する区分においては改正前の私立学校法及び改正前の寄付行為の下に業務を実施していることを踏まえ、以下の記述を行う。

監事については令和 2 年度に行われた私立学校法の改正による理事会の監督権限の強化を受け、令和 3 年度第 3 回理事会議事録から署名押印することとした。

監事は、寄附行為第 17 条の規定に基づき、法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行っている。また、学校法人国際学院監事監査規程を制定(平成 30 年 5 月 28 日)し、監事監査業務の適正かつ効率的な運営の確保を図ったところである。

監事は、理事会、評議員会に出席し、法人の業務、教学及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について意見を述べている。令和 6 年度に開催した理事会・評議員会(理事会 6 回、評議員会 5 回)に出席し、令和 6 年 5 月に令和 5 年度学院監査を実施、評議員会及び理事会に出席し監査報告を行っている。

令和 6 年度学院監査については令和 6 年 5 月 20 日に実施し、監査報告書を令和 6 年 5 月 29 日開催の第 2 回学院理事会及び第 2 回学院評議員会に提出した。

また、令和 6 年 12 月 6 日、業務、教学、会計及び理事の業務執行状況に関する期中監査を実施し、令和 6 年 12 月 6 日開催の理事会に監査報告書を提出し報告している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員は寄附行為第 25 条に基づき理事の数の 2 倍を超える数をもって構成することとし、次のとおり組織している。

現在数	選任条項・人数		
1人	25-1-1	短期大学長	1人
4人	25-1-2	法人教職員	4人
2人	25-1-3	法人設置学校卒業者	2人
7人	25-1-4	学識経験者	4人以上8人以内

評議員会は私立学校法第 42 条の規定に基づき、寄附行為第 23 条により令和 6 年度は全 5 回で運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

会計監査人は、改正私立学校法に基づき新たに設置されて職であり、本学院においては、改正寄附行為第 50 条において、評議員会の決議によって選任することとしている。

また、会計監査人は、学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査することとしているが、令和 6 年度においては、監事が附属明細書及び監査報告については旧法に基づく事務手続きを行い、財産目録等については、監事が改正法に基づき処理を行うこととしている。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

令和 6 年度決算に関しては、令和 6 年度においては、監事が附属明細書及び監査報告については旧法に基づく事務手続きを行い、財産目録等については、監事が改正法

に基づき処理を行うこととしている。会計監査人については、令和 7 年度決算に関する学校法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録等について監査することとしている。

〔テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表〕

＜根拠資料＞

寄附行為、監事監査規程、令和 4 年度監事監査資料、令和 3 年度理事会議事録、令和 4 年度評議員会議事録、令和 5 年度理事会議事録、令和 4 年度監査報告書、令和 4 年度期中監査報告書、私立学校法(令和元年改正)、学校教育法施行規則

＜区分 基準Ⅳ-D-1 の現状＞

学校教育法施行規則第 172 条の 2 の規定に基づき、公表すべき教育研究活動等の教育情報を以下の項目ごとにウェブサイト上に掲載し公表している。

〔教育情報〕

- 1 大学の教育研究上の目的に関すること
- 2 教育研究上の基本組織に関すること
- 3 (1) 教員組織、教員の数に関すること
(2) 各教員が保有する学位及び業績に関すること
- 4 (1) 入学者に関する受入方針
(2) 入学者数、収容定員及び在学する学生の数に関すること
(3) 卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 5 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の計画（シラバス）
- 6 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- 7 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 8 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 9 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 10 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び技能に関する情報
- 11 単位取得実績

さらに、財務情報等については、私立学校法第 47 条第 2 項の規定を踏まえた学校法人国際学院財務情報公開に関する規程に基づき、情報公開を行っている。在学生及びその他の利害関係人への閲覧の他、以下の内容をウェブサイトに掲載し、広く社会に公表している。

〔寄附行為・組織情報〕

学校法人国際学院寄附行為

学校法人国際学院役員等の報酬等の支給基準

学校法人国際学院 第Ⅴ期（2022-2026）中期計画

国連グローバル・コンパクトの活動を促進する本法人の取組状況(2024 年 11 月)

国際学院埼玉短期大学

〔事業・財務情報〕

令和 6 年度 事業計画書

令和 6 年度 役員名簿（理事・監事・評議員名簿）

令和 5 年度 事業報告書（No. 1 法人の概要）

令和 5 年度 事業報告書（No. 2 事業の概要）

令和 5 年度 事業報告書（No. 3 財務の概要）

令和 5 年度 決算概要

令和 5 年度 監査報告書

〔教育情報の公表〕 <https://sc.KGef.ac.jp/about/public/>

〔財務情報の公開〕 <https://ch.kgef.ac.jp/disclosure>

【短期大学】

国際学院埼玉短期大学ガバナンス・コード

国際学院埼玉短期大学ガバナンス・コード適合状況

<テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の課題>

監事は、寄附行為第 17 条の規定に基づき、法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を適宜行っている。このため、学校法人国際学院監事監査規程を制定（平成 30 年 5 月 28 日）し、監事監査業務の適正且つ効率的な運営の確保を図ったところであり、平成 30 年度からは監事監査の充実強化を図るため、期中監査を実施し、令和 6 年度は令和 6 年 12 月に実施したところである。また、学校運営状況・経営状況について、理事長と公認会計士の意見交換会に監事も同席し、意見を申し述べている。今後は、さらに期中監査の実施時期や実施回数、実施方法などを検討し、よりきめ細かな監査計画に基づく監事監査を計画的に実施していく必要がある。さらに、「私立学校法」の改正に伴い、監事の理事に対する牽制機能の強化を図っていく必要がある。

<テーマ 基準Ⅳ-D 情報公表の特記事項>

監事監査業務の適正且つ効率的な運営の確保を図ることを目的に、学校運営に卓越し識見を有する人材を監事に登用している。また、令和 7 年 4 月施行の寄附行為改正で監事機能・評議員機能を強化し、さらに、短期大学ガバナンス・コード【第 2 版】の採用により、取組状況の適合状況をホームページ等で公表し、今後、一層のガバナンス強化を図ることとしている。

<基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンスの改善状況・改善計画>

- (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

特になし

- (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

今後、会計監査人による監査と監事による業務等執行状況の監査について、内部統制室と連携しながら進め、ガバナンス強化を図っていく必要がある。

